

予算修正の問題が生じてくるのであります。私は、毎年のように起るだらうと思うのであります。そういう意味で大臣にこの点はお聞きをいたしておきたいのであります。

単に表現の問題ではなくて、もつと根本的なところから私は意見を述べ、そして若干の質問を提起いたしました。率直な回答がいただければ幸いです。

○国務大臣(坊秀男君) 御指摘の点につきましては、十分胸に受けとめて誤りなきを期したいと思ひます。

○委員長(安田隆明君) 所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

○野々山一三君 税法全体の問題につきましては

追つて質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○野々山一三君 税法全体の問題につきましては

で、私はごく限られた問題について、この際大臣

及び行政当局の見解を承りたいと思います。

それは、ことしは非常な豪雪であることは十分

御案内のとおりであります。この豪雪の結果、

市民、住民が大変な被害を受けている。ところ

が、豪雪の場合における雑損控除の適用対象を見

てみると、屋根の上に雪が降つてきたと、それ

をおろす費用までは雑損控除の対象にするとい

うことになつてゐるんですが、雪というやつは横か

らも降つてしまります。うちが壊れないようにす

るためにそれを防除する、そういう費用は雑損控

除の対象にならぬというのは、大臣一体どんなこ

とでしようか。さらに、雑損控除の適用対象にな

つているというけれども、税務署職員にはそうい

ふるにそれを防除する、そういう費用は雑損控

除の対象にならぬといふことは、大臣一体どんなん

ことになつてゐるんですが、雪というやつは横か

らも降つてしまります。うちが壊れないようにす

るためにそれを防除する、そういう費用は雑損控

除の対象にならぬといふことは、大臣一体どんなん

ことになつてゐるんですが、雪というやつは横か

らも降つてしまります。うちが壊れないようにす

るためにそれを防除する、そういう費用は雑損控

除の対象にならぬといふことは、大臣一体どんなん

ことになつてゐるんですが、雪というやつは横か

らも降つてしまります。うちが壊れないようにす

るためにそれを防除する、そういう費用は雑損控

除の対象にならぬといふことは、大臣一体どんなん

ことになつてゐるんですが、雪というやつは横か

とは御案内のとおりであります。この際、具体的に事態を明示して、そういう横から降つてきました。やつはやっぱりうちを壊すんですから、それを除雪するというようなものなどについて雑損控除の適用対象を拡大することによって、雪による災害排除ということによって人のうち、人の生活というものを守るということは当然の常識だと思います。一体どんなふうにお考えになりますか。

○國務大臣(坊秀男君) できるだけ弾力的な取り扱いを行つことにしたいと思います。詳細につきましては、事務当局から御答弁を申し上げます。

○政府委員(谷口昇君) 豪雪の場合におきます除雪費につきましては、從来から豪雪による家の倒壊を防止するための屋根の雪おろしの費用を雑損控除の対象としているところでございますが、建物の構造によりましては、家の外周の雪を取り除くことも、倒壊を防止するために欠かせないものであると思われますので、この種の費用も雑損控除の対象としている加えたい。また、これらに直接関連をいたしまして必要となる雪捨ての費用につきましても、新たに雑損控除の対象とするよう改善を図つてまいりたいと、このように考えております。

それから、さらに御質問がありました適用範囲の拡大について、納税者に対する周知徹底の御質問があつたかと思つておりますが、それについてお答えを申し上げます。

今後、国税庁におきましてただいまお答えを申

し上げましたような線で細目の詰めを行つまし

て、取扱要領がまとまれば、国税局あるいは税務署に通達をいたしまして、その趣旨の徹底を図りますとともに、第一線の現場を通じまして納税者に對する普及を促すことになると、このように考

えております。

なお、特に本年の豪雪にかかわりますものは、

昭和五十二年分の所得の申告に關係をいたします

ので、その確定申告期まで、これは来年の三月十

五日でございますが、確定申告期までに納税者に

対して説明会の開催あるいはチラシの配布等何らかの適切な方法で広報することいたしたいと考えておりますが、その具体的な方法については今後お検討させていただきたい、このように考

えております。その後お検討させていただきたい、この足切りを、このままの事態に考えてみますと、非常に端的な言い方しますよ。安い年間所得

の人も雪を落としました、排除いたしました、除

雪費用を出しましたというとすぐ「〇%」というやつ

つの部類にこう属するわけです。ちょっと大きくな

くしかじか周知徹底をいたしますというような通

いと、そこが実は問題でございまして、検討する

と言つとすぐ忘れちゃう、こういうことになるん

です。そこで私は、かような方法をとつてかくか

くとかじか周知徹底をいたしますというような通

達など指導要領流されると思います。それについ

ては適当な機会にこの委員会にも報告をしてもら

いたい。同時にまた、提起をいたしております私

どの方にもその内容について協議をするような

姿勢をとつてもらえるかということを指摘したい

わけです。で、私は、これを提起するに当たりま

ましても新たに雑損控除の対象とするよう改

善を図つてまいりたいと、このように考えており

ます。

それから、さらに御質問がありました適用範囲

の拡大について、納税者に対する周知徹底の御質

問があつたかと思つておりますが、それについてお答えを申し上げます。

今後、国税庁におきましてただいまお答えを申

し上げましたような線で細目的詰めを行つまし

て、取扱要領がまとまれば、国税局あるいは税務

署に通達をいたしまして、その趣旨の徹底を図り

ますとともに、第一線の現場を通じまして納税者に

對する普及を促すことになると、このように考

えております。

なお、特に本年の豪雪にかかわりますものは、

昭和五十二年分の所得の申告に關係をいたします

ので、その確定申告期まで、これは来年の三月十

五日でございますが、確定申告期までに納税者に

いらっしゃる。

そこで、いまの中大分変わりまして、所得

○政府委員(谷口昇君) 先ほどの通達のことはどうなります。

○野々山一三君 先ほどの通達のことはどうなります。

○野々山一三君 先ほどの通達のことはどうなります。

○野々山一三君 先ほどの通達のことはどうなります。

分考えまして、できるだけそのような方向で考へたいと思います。

○野々山一三君 大臣、私はお答えの趣旨はわからぬでもないで、いろいろむずかしい問題もあるがと、こうおっしゃることは私は私なりによくわかるんでござりますけれども、よくこの委員会でも、前の大平・大蔵大臣のときにも言つたですけれども、真剣かつ具体的に検討しますということは、言葉じやないんですよ。そして、具体的に税調にお諮りするということは手続上私どもも賛成です。しかし、かくかくしかじかの方法で御意見を伺いたいというか、こうで税調に審議を求める、これが一つ。出たものは実行するというお約束をいただきたい。どういうふうに思いますか。

○国務大臣(坊秀男君) 御意見の方向で税制調査会にもよく相談をしてまいりたいと思っていま

す。

○福間知之君 まず、大臣にお伺いをしたいと思

います。

先ほどもお話を出ましたが、きょうで新しい年会当初以来何回か、わが国の経済状態についての議論も繰り返されきました。いま最近における日本銀行の調査等によりますと、一般に景気が中だるみから本だるみに入つたと、こういう説があるのですけれども、たとえば主要企業の短期経済観測、二月の調査によりますと、主要企業の今期の増益率は、製造業では四%程度。これは昨年十一月の調査では一〇%と予測されおつたわけあります。さらに、非製造業では一九%程度増益するだろうと。非製造業の十一月時点での調査では、「四%見込みであつたんですが、非製造業は増益率が高く予測されております。また、売上高においての伸び率が、昨年の七月から九月では三・四%であったと。十月から十二月は一・九%と、ややストレーダンしている。しかし、この一月から三月は五・一%に増加すると、これは製造業の場合。また、われわれ大蔵委員会が主として議論

の対象にしてきました予算、なかんずく公共投資を含めた公共事業の請負金額というのも、昨年十月一二月では前年比三・二%の増加、この一年は六・三%の増加、二月には一八・四%と、か

なり高い増加率を示しておるということのようあります。

で、こういうことからしますと、いま世間で言われるところの景気の中だるみから本だるみへの危惧ということは、逆に少し妥当な見方じやないような気がするんですが、それでいて景気が依然として冷え切つて、なかなか本調子で回復軌道に乗らないという国民全体の感覚、感じというものが、これは否定できないわけです。したがつて、今回所得減税三千億から七千三百億円程度に上積み増額されました。また一方におきまして、公定歩合も三月の十二日に〇・五%引き下げられて六%になりました。そういうふうなことを総合して判断して、さらにまた予算も来月の十六日にはほぼ成立間違いないという見通し、これはあるわけですが、今後この景気、いわば政府の経済見通し、五十二年度成長率六・七%というものに対応して、本当に順調な回復というものが期待できるのかどうか。景気の今後の問題ですね、まず大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(坊秀男君) わが国の経済の現況は、基調的にはこれは回復の過程にありますけれども、まだその勢いがしっかりといたしておりません。しかしながら、五十二年度には、どうしたつて景気回復をさらに歩調を高めていかなければならぬということは、私どもも切に考えておりま

すが、そういったような考え方方に立ちまして、いま御審議を願つておる五十二年度予算というものは、やはり公定歩合はほぼ五%台であったと記憶するわけであります。そして、不況期に入りました四・二五%までかなり大きく引き下げられたという経過があるわけです。そういう水準と見えますと、今回のこの景気の状況、経済の状況の中では、一般的引き下げられたとはいえない六%であるということが、これは高いというふうに感じられないでしょうか。

○政府委員(後藤達太君) 公定歩合の水準につきましては、今まで御指摘のようにいろいろな動き方をいたしております。で、現在の六%が高いのではないかと、こういうことでございますが、この点は諸般の情勢等を勘案して先般〇・五ポイント下げまして六%にしたところでございま

す。

○福間知之君 その長期金利がここ三年前の例の引き締めのピーク時からわずかに〇・七%ぐらいまで下げるわけではないという事実ですね。それでも今回は短期金利が〇・五%引き下げられた。それからいま言つたように事業債、長期金利の一部について手直しが行われたとおっしゃるんですけれども、まあ一方で郵便貯金金利との関係、問題があるということはわかりますが、それをも含めてまさしくおっしゃるとおり、長期金利について本格的に考えなければ設備投資などの動意は大

て、六・七%の願望を何とかかなえなければなりませんし、またかなえることの可能なことを信ずるものでございます。

○福間知之君 信じることは大変結構なんですが、決して、救われるかどうか、キリストじゃありませんが、わかりません。私は、今までの委員会でも申してきたんですけれども、今回の減税、われわれは一兆円の減税ということを少なくとも要求し、実現を主張してまいりました。しかし、御承知の経過で、額的にはそれは縮小された姿で一応まとまつたわけであります。まあ、それなりにそれは評価をするにやぶさかじやりません。しかし、その減税による景気刺激への効果、さらにはまた、政府も今まで常に言つてきたところの民間設備投資の増加、これは景気対策として重要な柱であると同時に、私は、公定歩合の水準についても考えなきゃならぬのじゃないか、こういうふうに思うわけです。先ほど申しだように、公定歩合は〇・五%引き下げられ六%になりますが、昭和四十年代の景気が正常な時期における公定歩合はほぼ五%台であったと記憶するわけであります。そして、不況期に入りました四・二五%までかなり大きく引き下げられたという経過があるわけです。そういう水準と見えますと、今回のこの景気の状況、経済の状況の中では、余り動いておりません。したがいまして、これもその効果がどういうふうに出てまいるかということを見定めていく段階ではなからうかと存じております。

○福間知之君 その長期金利がここ三年前の例の引き締めのピーク時からわずかに〇・七%ぐらいまで下げるわけではないという事実ですね。それでも今日は短期金利が〇・五%引き下げられた。それからいま言つたように事業債、長期金利の一部について手直しが行われたとおっしゃるんですけれども、まあ一方で郵便貯金金利との関係、問題があるということはわかりますが、それをも含めてまさしくおっしゃるとおり、長期金利について本格的に考えなければ設備投資などの動意は大

と、こういうふうに考えております。

○福間知之君 景気浮揚という目的意識からするならば、これで先ほど言つたように民間の設備投資等の動意が生まれてくると、こういうふうに考えなんですか。

○政府委員(後藤達太君) 民間の設備投資がどういうふうに動いてくるかというのは、金利の面も一つの要素ではあろうかと存じますけれども、むしろ、諸般のその経済動向あるいはその動向についての企業の見通し等というのが、また重要な要素ではなからうかと存じます。で、特にその企業の設備投資に影響するのは、金利面では公定歩合、つまり、短期金利もそうでござりますけれども、長期金利の方がむしろウエートを金利面では持つということだと思いますが、長期金利につきましては、御承知のように、先般三月に事業債につきましての応募者条件が〇・五ポインツ以下の設備投資に影響するのは、金利面では公定歩合、つまり、短期金利もそうでござりますけれども、長期金利の方がむしろウエートを金利面では持つということだと思いますが、長期金利につきましては、御承知のように、先般三月に事業債につきましての応募者条件が〇・五ポインツ以下の設備投資に影響るのは、金利面では公定歩合、つまり、短期金利もそうでござりますけれども、長期金利の方がむしろウエートを金利面では持つということだと思いますが、長期金利につきましては、御承知のように、先般三月に事業債につきましての応募者条件が〇・五ポインツ以下の設備投資に影響るのは、金利面では公定歩合、つまり、短期金利もそうでござりますけれども、長期金利の方がむしろウエートを金利面では持つということだと思いますが、長期金利につきましては、御承知のように、先般三月に事業債につきましての応募者条件が〇・五ポインツ以下の設備投資に影響るのは、金利面では公定歩合、つまり、短期金利もそうでござりますけれども、長期金利の方がむしろウエートを金利面では持つということだと思いますが、長期金利につきましては、御承知のように、先般三月に事業債につきましての応募者条件が〇・五ポインツ以下の設備投資に影響のは

きくは期待できないと思うわけです。だから短期の金利あるいは普通預金だけの金利を引き下げても、大して景気刺激効果というのは大きくないんじゃないかなと。まして冒頭申し上げたような、国民的ないまの景気に対する不安感ですから、その点がひとつ、だから長期金利をむしろ思い切ってこの際引き下げるという手立てを考えなければならぬんじゃないかなという感じが私するわけです。

またそのことは、もう銀行局すでに御承知のとおりで、私に説法ですけれども、この間も新聞見てびっくりしたんですね、公団の住宅ですね、これだって何万戸ですか計画を取りやめる。入居者が少ない、応募者が少ないと。特に通勤距離の

て、私どもとしては、そういう環境が、長期金利が下がり得るような環境になることが望ましいと思つておりますけれども、しかしそこを無理に下げるとかいうことは、これはむしろいろいろひずみが出てまいると同時に、また人為的にこれをやることは不可能なことでございます。そういう条件が整備されることが望ましいとは思いますが、現時点におきましては、債券市場等もなお、二ポイント事業債が下がりました段階でほぼ同じような状況が続いておりますので、その状況をもつと見定めながらどういうふうに対処していくかということを検討してまいりたい、こういうふうに考えております。

する影響と、それからわが国におけるそれは、かなり違うんだというふうな一つの認識ですね、これは本会議におきましても福田総理は、いやアメリカは広大な地域だからロスアンゼルスで少しばかり実施した公共事業が、あの全体の広い国にそう影響しないんだと、こういうふうなことをたとえて話された記憶があります。また、社会福祉施設関連設備等もかなり行き届いている国だから、その点でもわが国とは違うんで、わが国はむしろ減税よりも、そういう公共投資による全国的な事業をやる方が効果的なんだと、こういうことをおっしゃっておりましたね。それと似たことが、それと全く同じことが、むしろ福田総理のおっしゃったことは、アメリカのその在米の参事官ですか、何とかいう方ですけれども、の意見をそ

と今回の七千三百億円程度の所得減税というものを比較しますと、金額の上でも所得減税は余りにもみすぼらしいじゃないか、アメリカのフィスカル・ポリシーをそのまま日本に適用せよなどばかげたことは言いませんが、それでも去年は減税もなかつたし、二年目の減税として七千三百億円はそんなに大きな意味があるとは思わないわけでありますけれども、大臣の所感と主税局長の見解を、――質問通告いたしておりますので、篤とお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(大倉眞隆君)　ただいま引用なさいました参事官の尾崎君の報告でございますが、こういう場所で恐縮でございますけれども、私も尾崎君非常によく知っておりますので、興味を持つて読んでおります。

御質問の第一点の、アメリカでは減税策を景気

住宅などは、公団自身が計画を取りやめると、変更すると言わざるを得ない事態が起きている。で、先般、野末委員からも大蔵大臣に厳しく追及がありましてけれども、住宅問題は国民的課題ですし、まあ公団のそういう住宅だけじゃなくつて、できるだけ安い金利の金を、より多くの方々が借りられるようにして、そういう目的で適切な

が比較的高い方に属しているということからも、それは国内のインフレーションの危惧だとかといふようなことがあれば別でござりますけれども、そうでもないとするならば、この際若干の、まあそれは〇・七が適切なのか八%が妥当なのか、少し無責任なことは言えませんけれども、やはりその実勢に任すとはいしましても、大蔵当局、日銀

つくり述べられておったのかなと、こう思つたんです。そこで、フォード大統領の時代に、アメリカにおけるいわゆる財政による景気調節の問題につきまして、フィスカルポリシーについての考え方があるというふうに、当の尾崎參事官という方で、されども、緒論の中で触れているんです。で、一つは、景気刺激は政府支出の増加よりも減税による方がよい。アメリカはそういう考え方を

御質問の第一点の、アメリカでは減税策を景気刺激策としては運ぶということにつきましては、御引用になりましたように、アメリカではむしろ政策手段として公共投資がないんだ、それはある意味ではうらやましいことだが、しかし、政策手段としてはそこが欠けているというような報告と、私は受け取つておりまして、それと同じようなことを昨年、東洋経済で私が申し上げました。あるのは俗に、つゝ乍今日の衆議院の大蔵委員会

はひとつ重要な課題である。しかもその住宅問題は今日、日本のこの景気に重要なウエートを持つた政策課題になつてゐるわけでありますから、そういう点から長期の金利ということについてもその引き下げ方が期待されているのじやないか。それに

あるわけだと私は思ふんです。そういう点で、やはり一日も早く経済活動あるいは国民の心理に、ひとつ明るい影響を投げかけるというふうな意味からも、早晚に検討をされてしかるべきだろうと思うし、恐らくそういう立場に追い込まれるのじゃないかというふうに私は考へるわけであり

減税は臨時的なリバートという形によるよりは恒久的な減税がよい。たとえば今回わが国でまあ初めて採用したと言つていゝタックスリバート、これは一時的なものでなくって、恒久的にやる方がよい。三つ目には、消費刺激措置あるいは投資刺激措置とのバランスの配慮、これは当然のことであります。あるいは、経需要の構成要素間のバランスを保つて安定成長を果たしていくべきだと、まあ当然のことだと思いますが、この一番、二番、特にアメリカの政策の基本と言つてもいい位

長期金利にござましては、すでに申し上げました
ように、特個人的的な規制を加えているわけでは
ございませんで、これは債券市場の動向あるいは
その他の長期の金融資産の条件等とのバランスで
決まってまいるものでございます。したがいまし

次に、先ほどの二月号「ファイナンス」にまだ報
紙室長が編集後記の後段で言っておるんですが、
これは私もかねがね言つてきましたところの、ア
メリカにおける所得減税の持つ経済なり景気に対

置つけをされているんですか、福田理総理なんかからおっしゃつてきたことは大分違うんですけども、財政当局は、また大蔵大臣はこの点いかがお考えですか。その七兆円余りのいわば公共投資も今年度前半には行われるわけありますが、それ

日本政府の経済顧問たつたらやつはり公共事業の方より即効性があるということをアドバイスするだろうということも言つておりまして、やはり国柄の違い、背景の違いということで、おのづかずから政策のどちらをより重視するかということは、

変わつてくるんではないかというのが、私の個人的な感想でござりますけれども。もう一つの問題で、タックスリバートよりは、将来に向かつて続く減税の方がいいという考え方には、フォード政権の終わりのころになります非常に強く出でたようでございます。タックスリバートというのは、しょせん非常に一時的なものにとどまつてしまつという批判があつたようですが、したがつて、タックスリバートがなかつたわけでございますが、カーター政権は、選挙のときからタックスリバートを非常に強く主張していたございまして、フォード政権が提案した予算案では、したがつて、タックスリバートがなかつたわけでございますし、現実にもう提案もし、私聞違つておりますんければ下院の方は通つた、タックスリバートが、ということでござりますようで、これもまたやはりそれぞれの政権が、どのよう政治情勢、社会情勢を判断して採用するかという問題に結局は帰着しているのかなという感じがして、アメリカの動きをいま見ているところでございます。私はそういう感想だけ申し上げておきたいと思います。

○福間知之君 大臣どうですか。

○國務大臣(坊秀男君) お答えするに先立つて申し上げておきますけれども、三千億の追加減税といふものは、これはもう六党において合意がなつて、そうしてこれを実行するということになつたのでござりますから、私はこれに対しましては、とかくのことは申し上げません。これはもうぜひひとも実行していきたい、かように考えておりま

す。

ただ、私が最初に出しました予算というものは、もう私はこれがいまの事態に最も適切なものであるといふうに考えてまいつたのでござりますけれども、いまやこういう七千三百億という数字になりましたこと、そこでこの三千億という追加減税ができる限りひとつ景気浮揚の方向に生かしてやつてまいりたい、かように考えておりま

す。

○福間知之君 主税局長、尾崎参考官も言つてい

られるんですけれども、私も全く専門家じゃありませんから、責任のある議論というのではなくませんけれども、確かにアメリカは日本と違つて、公共事業投資による景気対策というものは有効に活用できないという事情があるということのほう認識ができるわけで、それにしましても、カーター大統領になってやはり向こう二年間で四十億ドルの追加公共投資等も決めておりますし、あるいはまた、その具体的な施策、実行方法がきめが細かいようですね。あるいは州だと市で、失業率の高いところに重点的に配分するとか、あの大きな国にしてそこまでのやはりきめの細かいことをやつているということは、大変りっぱなことだと思います。私はそういう印象を受けるわけです。わが国におきましても、赤字財政の中でかなりの公共投資をするわけですから、大蔵省の所管じゃないにしましても、その実現、実施に当たつては、本当に景気刺激が効果的に与えられるような、やっぱり措置が入念に整備されなければ、それじゃなくっても自治体は赤字で困つておつて、政府からおる金だけでは学校は建てられるわけじゃないですか

ら、非常にそういう点が問題にいまでもなつておる。

そういうことを考えますと、公共投資偏重といふのは、ぱっぽほその神話から抜け出さなければいかぬし、それは単なるフィスカルポリシーとしてだけの性格のものじゃないと思うんですよ。わが国における公共投資が、あるいは社会資本の投資が、投下がおくれているという問題は、これはもう本来より基本的な社会政策、財政政策の問題だと私は思うんです。そういう点で、大いに主税局長の方も、責任者のお一人として、ことしの減税の経過なども考へ合わせまして、熟慮、配慮をひとつ今後ともしていただきたいものだと、こういふうに申し上げておきたいと思います。

それから、大蔵大臣にちよつとお聞きしたいのですが、衆議院段階で、わが党の方から質疑が行われたと承知しておるのでですが、例の夫の寡夫控除の問題というのは、やめ男が大分ふえている

ようでありまして、いわゆる從来の意味の女の寡婦は全国三十八万人程度だと、こう聞いているのですが、実際の数字がどうであつて、夫のやもめがかかるわけであるかどうかは、私はまだ認めができますけれども、確かにアメリカは日本と違つて、公共事業投資による景気対策というものは有効に活用できるわけですが、それにしましても、カーター大統領になってやはり向こう二年間で四十億ドルの追加公共投資等も決めておりますし、あるいはまた、その具体的な施策、実行方法がきめが細かいようですね。あるいは州だと市で、失業率の高いところに重点的に配分するとか、あの大きな国にしてそこまでのやはりきめの細かいことをやつているということは、大変りっぱなことだと思つておるといふことは、私がここで申し上げるまでもなく、労働能力と申しますか、体力ですね、これがだんだん変わってまいりまして、推移してまいりたということは、私がここで申し上げるまでもなく、労働能力と申しますか、体力ですね、これが女性は弱くて、男性の方が強いということで、御主人に死に別れた寡婦に対しても何らか税制上でこれを措置していかなければならぬと、こういうことであつたと思ひますけれども、世の中でも、その実現、実施に当たつては、本当に景気刺激が効果的に与えられるような、やっぱり措置が入念に整備されなければ、それじゃなくっても自治体は赤字で困つておつて、政府からおる金だけでは学校は建てられるわけじゃないですか

ら、非常にそういう点が問題にいまでもなつておる。

そういうことを考えますと、公共投資偏重といふのは、ぱっぽほその神話から抜け出さなければいかぬし、それは単なるフィスカルポリシーとしてだけの性格のものじゃないと思うんですよ。わが国における公共投資が、あるいは社会資本の投資が、投下がおくれているという問題は、これはもう本来より基本的な社会政策、財政政策の問題だと私は思うんです。そういう点で、大いに主税局長の方も、責任者のお一人として、ことしの減税の経過なども考へ合わせまして、熟慮、配慮をひとつ今後ともしていただきたいものだと、こういふうに申し上げておきたいと思います。

それから、大蔵大臣にちよつとお聞きしたいのですが、衆議院段階で、わが党の方から質疑が行われたと承知しておるのでですが、例の夫の寡夫控除の問題というのは、やめ男が大分ふえている

税等ということになりますと、ここで申し上げかねますけれども、私も不公正税制を是正するということにつきましては、人後に落ちない熱意を持つておる一人でございます。特にその中でも熱心にやらないやならぬ項目もございます。さようなことを考えまして、いすれは中期税制というものを確立していかなければならぬ、その機会に、それら一連の不公正税制というものは当然これに手を触れて、そして是正をしていく。その場合には、恐らくは御提案、御提唱のような御趣旨、それをやはり頭の中に入れまして、そしてやっていかなければ、研究していくかなければならないということを頭の中へ入れてやつてまいりたいと、かように思ひます。

○委員長(安田隆明君) 暫時休憩いたします。

午後一時六分休憩

○委員長(安田隆明君) ただいまから大蔵委員会午後四時三十七分開会

○委員長(安田隆明君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。
委員の異動について報告いたします。
本日、近藤忠孝君、中西一郎君が委員を辞任され、その補欠として小笠原貞子君、中村登美君が選任されました。

○委員長(安田隆明君) 休憩前に引き続き、所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。
これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言を願います。

○政府委員(大倉眞隆君) 委員長。

○委員長(安田隆明君) 大倉局長。
○政府委員(大倉眞隆君) 御質問の前に、三月二十九日の当委員会におきます鈴木委員の御質問に閑しまして、私から補足して御説明いたしたいと思ひます。

御質問にございました中の第一点の、現行所得

税における配偶者控除の適用要件となつております。所得限度の問題でございますが、この限度は、夫婦共かせぎの配偶者の場合、奥さんの給与収入七十万円ということになるわけでございますが、これは給与所得控除の五十万円と本来の配偶者控除の所得限度でございます二十万円との合計額でございます。このうち五十万円は給与所得控除のいわば最低保障額でございまして、かなりの水準に達しておりますし、また、二十万円は少額不追求という趣旨から見ますと、おのずから限度のあるものでございますので、現在の段階におきましては、この七十万円という限度額を特に引き上げる必要はないのではないかと、さように考えております。

第二点は、青色申告控除額でございまして、これを引き上げられないかという御質問であつたと承知いたしておりますが、この控除は、青色申告者をふやしたいという趣旨で、いわば特別措置として一律に一定額を課税所得から控除するという特別措置でございますので、物価との関連で当然に引き上げを考えるという性質のものではない、ほかの青色申告の奨励のためのいろいろの措置の存在とも考えあわせまして、いまのところ、現状のままでよいのではないかと私どもとしては考へておるわけでございます。

○鈴木一弘君 いまの御答弁で、当面ということについては納得をしたんですけども、特に青色決算の控除のことについては大臣からお答えをいたきたいと思いますが、五十五年度までに赤字解消を目指すということになつてくれれば、これは当然増税の方向に走らざるを得ません。しかしその場合は、経済効率を害して税金は取れなくなるというふうな、経済活動が沈滞する、というようなことでは何にもならない、こういう点で、この間から中立の原則で質問していくんですけども、いま物価との関連から見て、青色控除十万円引き上げる必要はないという話でしたけれども、この十万円というのは、七年前からです。そうして

そのころに比べれば、現在の経済の規模といふのは拡大してきており、物価との関連より経済規模の拡大から見ても、当時に比べてこれが大きくなっているんですから、そういうことであれば、やっぱり経済効率の上から見ても、十万円、当面この点につきまして、いわゆる中期税制の御審議の途中で御議論も出ておりましたけれども、やはりいま私が申し上げた意味でのぎりぎりの最低限で、五十五年までの間に、これは当然引き上げるとか、いじていかなければならないものだろうと、こう思ひますけれども、その点についての所信は大臣いかがでございますか。

○国務大臣(坊秀男君) 租税特別措置の一つとして、今後政策目的をもにらみ合わせつつ、いずれ見直しを行うことと相なろうと思ひます。

○矢追秀彦君 所得税の課税最低限度額についてお伺いをいたしますが、この趣旨は、憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」これがでいるということになると想ひますが、現行の課税最低限である独身者八十万円、標準の家庭である百八十三万円は、健康で文化的な生活が可能となるという事実にござりますが、現行の課税額がどうぞ参考になりますか、大臣、どうですか。

○政府委員(大倉眞隆君) 大変むずかしいお尋ねでございますけれども、所得税側から申し上げますと、所得税の課税最低限というのは、御承知のとおり、どの程度の所得階層あるいは收入階層の方から所得税を負担していただくかという限界になると、そこでございまして、これを税率とが組み合わさりまして、実効税率での累進構造ができ上がるものなのでございますけれども、昭和四十年代の当初のころは、財政事情からしまして、かなり課税最低限が低くて、それが一体最低限度額を目標とするというふうに見られておりました。しかし、それで、本当に課税最低限が低くて、それが一体最低限度額を目標とするといつては納得をしたんですけども、特に青色決算の控除のことについては大臣からお答えをいたきたいと思いますが、五十五年度までに赤字解消を目指すということになつてくれれば、これは当然増税の方向に走らざるを得ません。しかしその場合は、経済効率を害して税金は取れなくなる

ことでは何にもならない、こういう点で、この間から中立の原則で質問していくんですけども、いま物価との関連から見て、青色控除十万円引き上げる必要はないという話でしたけれども、この十万円というのは、七年前からです。そうして幅な引き上げを続けてまいりました結果、現在では課税最低限の水準がぎりぎりの最低生活費にすら満たないというふうな御批判はもう出てこないことは、結局税収をふやすことばかり大蔵省は考えておつて、本来の税金のあり方を忘れているのではないか。大蔵省は、この所得税納税人員と就業者数との比率はどの辺が理想と考えておられま

すか。現在は高いと思われますか。

○政府委員(大倉眞隆君) これもまた非常にむずかしいお尋ねでございますけれども、やはりそれの国で、所得税に税体系の中での程度の比重をかけて考えるのかということとあわせて、いろいろな結果が出てまいりのうかと思います。矢追委員のおっしゃいました数字は、まあ分母分子のとり方いろいろございまして、有業人口を分母にいたしまして納税人員を分子にするというの、国際比較が一番行いやすい計算でございますが、それをとつてみると、日本の場合、五十一年分所得税では、大体六二、三%という比率になるのではなかろうか。これに対しましてアメリカの同様の数字が、これちょっと古いところしかわからないのでございますが、四十八年四十七年度で七七・五%ぐらい、フランスの場合は逆に、付加価値税があるために所得税のウエートが低くて、ここも同様の比率は五七・七%ぐらいというようなことでございまして、何割までがいいとか、あるいは何割が限度であるとかいうことを一義的に決めてかかるというのは非常にむづかしいことであろうかと思いますけれども、現在の、いま申し上げましたような比率からしますと、日本の場合の納税者比率が高過ぎるといふには必ずしも申せないんではなかろうか、私としてはそう考えます。

○矢追秀彦君 ということは、いまのお話でいえば、外国と比べたら低いんだと、現在ではいいとおっしゃいますが、いまさつき申し上げたように、かなり水位がずっと上がってきておりますよね。だからこのままいくと、どんどん上がっていき可能が出てくる、そういう意味で、大体どの辺というふうなことを考えられていますか。やっぱりそれはある程度の目安がないと、大蔵省は金取れるところから取れということになってくるわけです、その点いかがですか。

○政府委員(大倉眞隆君) やはり一義的に何割が

限度であるということはなかなか申し上げられないと、それなりにまた問題をはらむから、そ

の辺も考慮しながら、納税人口の推移というのも、毎年度の税制改正作業のときには一つの参考

として考えるべきだという御指摘はもちろんあるわけでございます。ただ繰り返して恐縮でございますが、ぜひ何割かにとめなくてはならぬということはなかなか申し上げられないと思います。

○矢追秀彦君 次に、所得階層別分布を見ますと、二百万以下の納税人員が千二百五十万人で全

体の四八%になつておりますが、この所得階層別、

まあたとえば五分位の収入に対する税負担割合、

こういった調査はされておるわけですか。

○政府委員(大倉眞隆君) これは、所得の大きさに応する所得税負担の割合というものは、税法上

の計算値というものはこれはもちろん出るわけでございますが、それをいわば生活の実態のよう

なものとしてとらえた場合にどうなるかということにつきましては、実はデータとしては総理府の家

計調査しか現在のところないわけでございます。

○矢追秀彦君 それで、総理府の家計調査では、ごらんいただけます

ると、五分位に分けまして、その各分位ごとの毎

月の勤労所得税というものとその他の租税というものは記録がされております。その他、一般世帯につきましても租税の記録はございませんけれども、これはサンプル数の制約とかいろんな面がございまして、なかなか所得税負担を考えるとき

に家計調査を使うということは——むしろそれよりも税法を適用して計算できる各階層別の所得

税負担というもので物を考えていいんであろうと、ただ、御質問の趣旨が、そういうことではない

と、その標準生計費をめどとすべきだという御答

申は、いたいたことがないんではないかと思いますが、先ほど申し上げましたように、ぎりぎり

の最低生活費というのものには食い込みないよう

だと思いますが、ちょっと大臣の方針を聞かせてください。

○國務大臣(坊秀男君) 非常に重大なる問題であ

ることとに、また非常にこれ、むずかしい問題だ

うなんです、案外やられてないわけなんですよ。

だから、もう少し五分位ということにひとつ目を注いでいただいて、これはぜひひしていただきたい

と思いますが、ちょっと大臣の方針を聞かせてください。

○政府委員(大倉眞隆君) 課税最低限につきまし

て、その標準生計費をめどとすべきだという御答

申は、いたいたことがないんではないかと思いま

すが、先ほど申し上げましたように、ぎりぎり

の公共料金も税でカバーして上げないで済むとい

う時代が、いまや終わってしまったと考ざるを得

ないものでございますから、これから先、従来の

ようにゆとりをもつて実質的に課税最低限の引き

上げを毎年考るという方向は、残念ながらな

かとりにくい時代になつたのではないかとい

うことを率直に申し上げざるを得ないと思います。

もう一つの問題の老人配偶者、老人扶養親族等

の年齢要件でございますが、これらは年齢要件はいす

れまいわば福祉政策という観点から特別の控除を設けているわけでございますので、他の政策の方

所得税と、現在ござります各種の間接税とをどう

いふうに分担しているだろうかということが、

実は家計調査からはなかなか出てまいらないわけ

でございます。で、かねてから当委員会でそういう

調査会の答申でも御指摘受けたことがあります

が、やはり余り急に納税人員がふえていくという

場合には、それなりにまた問題をはらむから、そ

の辺も考慮しながら、納税人口の推移というもの

も、毎年度の税制改正作業のときには一つの参考

として考えるべきだという御指摘はもちろんある

わけでございます。ただ繰り返して恐縮でござい

ますが、ぜひ何割かにとめなくてはならぬという

ことはなかなか申し上げられないと思います。

○矢追秀彦君 として考えるべきだといふことを、

わざいります。ただし、まだ課税最

低限度のこれから考へ方ですね、先ほど大ざつ

たか、あるいは矢追委員でございましたか、御指

摘を受けまして、私ども勉強は続けております

けれども、なかなか自信を持つてお出しするよう

なものがまだ見つからない。しかし、大事な問題

でございますので、引き続き勉強をいたしてみま

して、もし御審議にたえるようなものができます

れば、これは御参考としてお出しいたしたいと思

いますが、どうもただいまのところ、非常に資料

の制約が多くて、收入の各分位別の各税目の負担

率、実質負担というものがなかなか出てこないと

いうのが現状でございます。

○矢追秀彦君 これが大臣、ひとつ前向きにお願

いしたいんですけど、この問題。やっぱり所

得階層別に、この税負担にしても、まあ物価もそ

うなんです、案外やられてないわけなんですよ。

だから、もう少し五分位ということにひとつ目を

注いでいただいて、これはぜひひしていただきたい

と思いますが、ちょっと大臣の方針を聞かせてく

ださい。

○國務大臣(坊秀男君) 非常に重大なる問題であ

ることとに、また非常にこれ、むずかしい問題だ

と思います。そこでこの問題につきましては、御

意見を尊重いたしまして、鋭意ひとつ勉強させていただきます。

○矢追秀彦君 もう時間が来ましたので、次に移

りますけれども、最後かたためお願いしたいと思

います。それが、この三十九年十二月の税制調査会答

申、これには標準生計費をめどとしておると、そ

ういうふうなことも中心として書いてございます

が、この考え方方が変わったのかどうか。それか

ら、人事院勧告等の参考資料となつて世帯人

員別標準生計費、これでは、標準家庭では月十六

万円、そうしますと、物価上昇率を掛けると二百

十一万五千円と、こういうふうになるわけです

ね、年間生計費は。そうすると、五十二年の課税

最低限は二百一十五千円ですから、十萬円の差が

出ると、こういうふうなことですですが、この辺はど

ういうふうに考へればいいのか、要するに課税最

低限度のこれから考へ方ですね、先ほど大ざつ

たか、あるいは矢追委員でございましたか、御指

摘を受けまして、私ども勉強は続けております

けれども、なかなか自信を持つてお出しするよう

なものがまだ見つからない。しかし、大事な問題

でございますので、引き続き勉強をいたしてみま

して、もし御審議にたえるようなものができます

れば、これは御参考としてお出しいたしたいと思

いますが、どうもただいまのところ、非常に資料

の制約が多くて、收入の各分位別の各税目の負担

率、実質負担というものがなかなか出てこないと

いうのが現状でございます。

○矢追秀彦君 これが大臣、ひとつ前向きにお願

いしたいんですけど、この問題。やっぱり所

得階層別に、この税負担にしても、まあ物価もそ

うなんです、案外やられてないわけなんですよ。

だから、もう少し五分位ということにひとつ目を

注いでいただいて、これはぜひひしていただきたい

と思いますが、ちょっと大臣の方針を聞かせてく

ださい。

○國務大臣(坊秀男君) 非常に重大なる問題であ

ることとに、また非常にこれ、むずかしい問題だ

と思います。そこでこの問題につきましては、御

意見を尊重いたしまして、鋭意ひとつ勉強させていただきます。

○矢追秀彦君 もう時間が来ましたので、次に移

りますけれども、最後かたためお願いしたいと思

います。それが、この三十九年十二月の税制調査会答

申、これには標準生計費をめどとしておると、そ

ういうふうなことも中心として書いてございます

が、この考え方方が変わったのかどうか。それか

ら、人事院勧告等の参考資料となつて世帯人

員別標準生計費、これでは、標準家庭では月十六

万円、そうしますと、物価上昇率を掛けると二百

で老人福祉対策としていろいろとおられる場合の適用年齢、たとえば国民年金法の老齢福祉年金の支給開始年齢とか、あるいは老人福祉法によります老人医療無料化の場合の年齢とか、あるいは生活保護法によります老齢加算の対象年齢とかいうようなことを勘案いたしますと、やはり七十年以上という現在の規定でよろしいんではなかろうかといふうに、私どもとしては考えております。

○矢追秀彦君 あと控除額の、基礎控除、配偶者控除……。

○政府委員(大倉宣隆君) 大変失礼しました。昔の答申を急いで見ておりましたので、答弁が漏れまして申しわけございませんが、各控除が改正前で二十六万円、改正後で二十九万円ということでござりますけれども、これもまた必ず計数的に本年は何万円でなくてはならないというような数字といふのは、非常につかみ出しがいい。結局、従来からの負担水準の流れを見ながら、また前回改正以後の経済環境なり財政事情なり、あるいは物価の動きなり、それらすべてをながめながら、課税最低限の水準が妥当なところになるようになります。

○矢追秀彦君 いま局長、そのさつきの答申のことですね、七十二ページですが、こう書いてありますよ。「所得税の課税最低限を定める基準について、従来から生計費の動向との関連を重視し、マーケット・バスケット方式による基準生計費をそのメドとしてきてる」と、こういふうにありますので、いまのお答えとちょっと違つんじゃないかと思いますが、その点いかがですか。

○政府委員(大倉宣隆君) ちょっとと申しわけございましたのは……。

大変失礼いたしました。御引用になりましたのは、私どもの方で審議経過と申しております答申に至ります過程を後日のために記録をしている文書であると思いますが、ちょっととこれ長くなりま

して縮んでございますけれども、この中で使っております言葉の基準生計費と申しますのは、先ほど来私が申しております標準的なつまり平均的な生活をしておられる方の生計費というものはまた違う概念でございまして、これはちょっとと長くなりますが、それが世帯人員別のモデル世帯を選定して、各世帯の構成人員の年齢を一応設定して、そうして成年男子が日々生きていくのに必要な栄養を摂取するための献立表をつくって、これを基礎にカロリー当たりの食料費単価を出して、それを年間食料費として、これをエンゲル係数で除して消費支出を求めるというような、モデル計算をした結果はじいてみたもので、これはマーケットバスケット方式でやってみるという御示唆を受け、いろいろ計算した当時の計算過程を説明している文書でございまして、私が先ほどお答えしたような意味での平均的な日本人の平均的な生活費という観念ではないと思いまして、それで先ほどのような御答弁をいたしたわけでございまして。どうも資料見当たりませんで大変失礼いたしました。

○渡辺武君 大臣伺いますけれども、日経連の会長の桜田武氏が、この三月の初めだったたと思いますが、中期財政収支試算についての桜田私案といたことを決めていくんではなくらうか、このように考えておられるわけでござります。

○矢追秀彦君 いま局長、そのさつきの答申のことですね、七十二ページですが、こう書いてありますよ。「所得税の課税最低限を定める基準について、従来から生計費の動向との関連を重視し、マーケット・バスケット方式による基準生計費をそのメドとしてきてる」と、こういふうにありますので、いまのお答えとちょっと違つんじゃないかと思いますが、その点いかがですか。

○政府委員(大倉宣隆君) ちょっとと申しわけございましたのは……。

大変失礼いたしました。御引用になりましたのは、私どもの方で審議経過と申しております答申に至ります過程を後日のために記録をしている文書であると思いますが、ちょっととこれ長くなりま

われの財政収支試算と同じような形式のものをおつくりになつたことは承知しております。伺いますが、中期財政の現状は非常に困窮をきわめているということ、それからこれを克服するためには不退転の決意を持ってやらなければむずかしいぞということを示唆してくれますと、そういうことをおっしゃりたいためにおつくりになつたやに聞いております。ただ問題は、具体的な計算に当たらしましてお使いになりました前提とか、計算方法の詳細をつまびらかにいたしませんので、発覚ながら具体的にこれをコメントするよですががないわけでござりますけれども、私どもとしては、まあわれわれの計算による計算をした結果はじいてみたもので、これはマーケットバスケット方式でやってみるという御示唆を受け、いろいろ計算した当時の計算過程を説明している文書でございまして、私が先ほどお答えしたような意味での平均的な日本人の平均的な生活費という観念ではないと思いまして、それで先ほどのような御答弁をいたしたわけでございまして。どうも資料見当たりませんで大変失礼いたしました。

○渡辺武君 大臣伺いますけれども、日経連の会長の桜田武氏が、この三月の初めだったたと思いますが、中期財政収支試算についての桜田私案といたことを決めていくんではなくらうか、このように考えておられるわけでござります。

○矢追秀彦君 いま局長、そのさつきの答申のことですね、七十二ページですが、こう書いてありますよ。「所得税の課税最低限を定める基準について、従来から生計費の動向との関連を重視し、マーケット・バスケット方式による基準生計費をそのメドとしてきてる」と、こういふうにありますので、いまのお答えとちょっと違つんじゃないかと思いますが、その点いかがですか。

○政府委員(大倉宣隆君) ちょっとと申しわけございましたのは……。

大変失礼いたしました。御引用になりましたのは、私どもの方で審議経過と申しております答申に至ります過程を後日のために記録をしている文書であると思いますが、ちょっととこれ長くなりま

容易ならざることだぞ、これをぜひ実現していくためには、本当にこれは財政当局としては決意を新たにして、そして取りかからなければならないぞという意味におきまして、大蔵財政当局をこれで激励と申しますか、それに對してしっかりやられなければならないかねということ、そういう最大限の努力を払えと、そういうことをおっしゃりたいためにおつくりになつたやに聞いております。ただ問題は、具体的な計算に当たらしましてお使いになりました前提とか、計算方法の詳細をつまびらかにいたしませんので、発覚ながら具体的にこれをコメントするよですががないわけでござりますけれども、私どもとしては、まあわれわれの計算による計算をした結果はじいてみたもので、これはマーケットバスケット方式でやってみるという御示唆を受け、いろいろ計算した当時の計算過程を説明している文書でございまして、私が先ほどお答えしたような意味での平均的な日本人の平均的な生活費という観念ではないと思いまして、それで先ほどのような御答弁をいたしたわけでございまして。どうも資料見当たりませんで大変失礼いたしました。

○渡辺武君 いままでの大蔵省の、特に大臣の御答弁、五十五年度にはどうしても赤字公債から脱却しなきゃならぬのだと、そのためには増税あるいは新税の創設、これも恐らく避けられないだろうと、もしそれができなければ、これは社会福祉のための費用などを削減せざるを得ないという趣旨のことを言つてこられたわけですね。ところがいまの御答弁によりますと、まさに大蔵省と同じ立場にあられる桜田さんが、五十五年度の赤字公債解消はこれはできないという趣旨の数字をはつきり示されて、五十五年度も二兆円の赤字公債発行が必要なんだ、数字まで示されて出されていますから三三三いろいろ御指摘がございますが、われわれといたしましては、経済情勢という問題がござります、それから国民生活の安定という問題もござります、それから物価の安定という問題もござります。さはざなりながら、財政面における歳入歳出画面を通じて工夫と努力を尽くして桜田さんが御指摘になつてあるような不退転の決意をもございます。さはざなりながら、財政面における歳入歳出画面を通じて工夫と努力を尽くして桜田さんが御指摘になつてあるような不退転の決意を持つて何とか財政再建をやりたいということは、全く桜田さんの意見と変わらないわけでございまして。

○國務大臣(坊秀男君) 桜田さんは財政審議会の会長ですね。財政審議会の会長として、長年にわたり大蔵省の財政政策につきましていろいろと御指導を願つておる方でござりますから、今度の財政収支試算も当然どちらになつておると思いますが、それをごらんになりまして、国会においてもいろいろ御議論がございますが、これはひとつ何としてで

も——これはお前はそんなことを言つて決意だけ
言つておつたって、事実できやしないじゃないか
というふうにおおしやられるかもしませんけれど
ども、私たちも財政当局といたしましては、どうし
たってこれを実現したいと、していくこうというこ
とを決意いたしております。その意味におきまし
て、桜田さんはできやしないぞということをおつ
しゃつてくれたのは、さらにはひとつしりをひっぱ
たいてくれたものだと、かよう解釈しております。
す。

いうことをお願いしなければならない。すなわち、国会におきまして、国民の代表たる国会でこれをひとつ審議していただくということになろうと思ひますけれども、いずれにいたしましても私は、そういうたよな経過を経まして、そして財政の再建をやつていきたいと、かように考えておりま

きまして検討題目として勉強していただいておる。

うか。これを思い切ってやるおつもりがあるからですね。これで大臣は、いま税制調査会に諮問してその結果を待つてとか、あるいはまた全面的な洗い直しをするとか、抽象的な答弁をされるけれども、やっぱり大臣としてこれについて具体的にどういう方策をお持ちなのか、その点を具体的にお答えいただきたいと思います。

○國務大臣〔坊秀男君〕まああらゆる税の問題を検討いたしまして、そうして無上の命令として赤字公債から脱却をしようというような場合に、一体直接税をどうするか、間接税をどうするか、新たに資産課税をどうするかといったようなことにつきまして、その無上命令をなし遂げるといふたまには、一体その中で、これは私どもが勝手に所得税を増税するんだ、法人税を増税するんだ、あるいは間接税と直接税との――これはいづれ検討していくべきだ、との税でどういうふうに税が取れるんだというふうな、そういうふうな材料も出てくると思いますが、そういうふうなものにつきまして、これはやっぱり私どもだけの考えではないに、国民のひとつ御批判と御選択と

うのものを実施しておるというようなことから考
ますと、これはもうとても不可能だといふうに
決めてしまるのは、少し私は早計ではないか。し
かし、さればといつて私は、附加価値税を実現を
せなければならぬとか、これをするつもりだとか
というようなことを今日ただいま無論考えてお
ませんけれども、これは不可能だということは、
日本のいろいろな税制も、初めはこれは諸外国の
立法例等を勉強しまして、そうして入れてきただ
のであるうと私は思ひますけれども、まるつきりと
これは不可能だということは少し早計ではなか
うかと。しかし、こう申しましても、いま附加価
値税をぜひとも実行しようとか、そういうよう
ことは考えておりません。これは税制調査会にた

まの日本の政治情勢は違つてきているわけですが、どういふ民主党の思いどおりにはいかぬという時代になつてきてるわけですから、だからこそ、やはり国民的選択という点で、まさにその点を考なきやならぬと思いますね。

ところで、今度は別の角度で、野党の中にも一公正税制、これは是正ということはみんな共通して言つてゐるところですね。特にやっぱり大企業や大資産家に対する特權的な減免税制度、租税特別措置による減免、あるいはまた本法に組み入れられた引当金等々、これは是正すべきだという意見が非常に強くて、自民党がその気になりさえれば、これは合意に達せられるんですよ。このがはるかに可能性としては強い問題だと思うんで

納税者の感じといったようなものが、これは非常に大事なことでございまして、それを尊重してかなければならぬと思いますが、税制の中で非常事態なことは、何と申しましても公正でなければならない、公平でなければならない、税制について国民は重い負担をこれかけられておりまが、少なくともそういったような負担をかけられる國民にとりましては、この税制は公平である、これは不公平であるというようなことでは私は、國民がなかなかそれは満足してくれないと、いわんや、これから五十五年度の財政再建ために増税を——まあ、これは余儀なく増税をいいかなければならぬというときに際しましては、五十五年度に特例公債から脱却しなければ

すね。これを思い切ってやるおつもりがあるからどうか。よく大臣は、いま税制調査会に諮問してその結果を待つてとか、あるいはまた全面的な洗い直しをするとか、抽象的な答弁をされるけれども、やっぱり大臣としてこれについて具体的にどういう方策をお持ちなのか、その点を具体的にお答えいただきたいと思います。

○國務大臣（坊秀男君）　ただいま御指摘になりますが、御案内のとおり、ヨーロッパにはなるほど間接税主義で付加価値税が広く行われておるところがアメリカでは、これは直接税主義でございまして、間接税はきわめて微々たるものであつて、どうしたことであるように、私は、それぞれの国性がございまして、日本の国情に一体——いま日本では大体アメリカ主義に近い、まあ直接税、間接税の比率が七、三といったようなことではなくて、こままで、初めから七、三にしようとか、あるいは六、四にしようとかということではなくて、こうなつておるということは、シャウプ勧告以前の——シャウプさんは非常に直税主義でございましたから、それ以前は確かに間接税と半々ぐらくなつたのが、日本は直間ハーフハーフといつたような時代もあつたわけであります。

そういうふうに国のその経済の情勢、それから、納税者の感じといつたようなものが、これは非常に大事なことでございまして、それを尊重してかなければならぬと思いますが、税制の中で非常に大事なことは、何と申しましても公正でなければならない、公平でなければならぬ、税制について國民は重い負担をこれかけられておりましたが、少なくともそういったような負担をかけられる國民にとりましては、この税制は公平であると、これは不公平であるというようなことでは私は、國民がなかなかそれ満足してくれないと、いわんや、これから五十五年度の財政再建ために増税を——まあ、これは余儀なく増税をいいかなればならないというときに際しましては、五十五年度に特例公債から脱却しなければ

らぬと同様に、そういったような財政再建のため
に税制体系をつくるためには、この不公正税制か
ら脱却をするということとも大事なことだと私は思
います。さような観点からいたしまして、野党の
皆さんからいろいろ御提示をいただいておるいわ
ゆる不公正税制といふものの、これを慎重に検討
いたしまして、そして税制の公正化をするという
ことが、今日何よりも大事なことだと考えており
ます。

三千億の追加減税の問題ですけれども、詳細は
ねします。

現在検討中だと思いますけれども、この点について、大臣は再々、六党合意でございますから政府としては誠意を持って取り組んでまいりたい、こういう御回答であったわけですねけれども、私が伺いたいのは、その執行の責任というのはどこが負うんだろうか。それは当然政府ということになるとかもしませんけれども、できないことを言われてもできないんでありますて、そういう意味では、どういう内容の三千億追加減税かということとが絡んでまいりますし、それは六党だという言葉をすると、実は六党の方も執行に対しても責任を負うことになるのかもしれない、この点についてはどういうように整理をしてお考えになつてい

〇國務大臣（坊秀男君） 三千億の追加減税につきましては、御承知のとおり、いま衆議院の大蔵委員会において具体化をお願いをいたしている。そういうような過程にございますが、しかしながら、この税制が、案ができ上がりまして、そして国会へ御審議をお願いして、これが国会で成立したということに相なりますれば、これの執行の責任は、私は財政当局がこれに当たるべきものだと、かように考えております。そこで、それだけのものをいかなる形で実行していくかという細かいところについては、私は、まだその案を作成中でございまするから、はつきりしたことと申しあげるわけにはまいりませんけれども、しかし、こ

それを執行するということにつきましては、相当地方税局の税関係が大変な私は仕事をやらなければならぬということにならうと思います。そういうふうなことに処しまして、私は、主として国税局が本当にこれを遺憾なく実行していただくためには、相當な国税局に対してもいろんな人的に、また機構的にも考えていかなければ、それを無理強いをするというようなことは、これは避けるべきだと、かよう考へております。

○栗林卓司君　いま最後に言われた無理強いすることは避けるべきだという御判断は、詳細が衆議院の決議として決まつたらいろいろ検討しますといふものと、時間的にどうもうまく絡み合わない気がするんです。したがいまして、無理強いではないんだと、ここまでは第一線の国税局の職員の皆さんも仕事をしているわけだから、その上積みの仕事としてどの程度乗っかり得るんだろうかと、いう見通しを立てながら、衆議院で決める段階では、それは無理強いではないんだと判断できるだけの突き詰めたものを用意をしておかないと、決まつたからさあ大変だと、これは国の政策なんだから、よつてもつてついてこいというわけにこれがいかぬのだろうと思ひますから、恐らくは実際に仕事をするのは、国税局の偉い方々ではなくて、実際の第一線国税職員であるわけですから、その人たちに、おい、どうだという相談の一つもしながらしていかないと、これは本当はだめだろうと思ひますが、なかなかその相談も現在はしていないようです。

それもこれも詳細がわかつていいからだとうことになるわけですが、無理強いはしないといふことは大切なことでありますて、その意味で、案を煮詰めていく段階の中でも本当にできるのかどうかということをきちんと詰めていく必要があるんじゃないいか。なぜかと申し上げますと、六党の相談の内容では、私が聞くところでは、一括戻し税というのはとうていできないんじゃないかといふ話しあいで、あつたと思うんですが、実は行政政府の方の発意として、なかなかそうではなくて、戻

し税はどうかという話が出ながら、問題が一層むずかしくなってきたたという経緯もあるようになりますので、向こうで決まってしまう前に、実際に苦労している第一線の国税職員の人たちを含めて十分な検討した上で、ではこれはできる、これはだめだというふうにしていくことをいま現実努力をすべきだと思いますが、いかがですか。

○政府委員(大倉真隆君) 大臣から申し上げましたように、衆議院大蔵委員会では、主として理事会が中心になられまして、与野党で大綱の話し合いを進められたわけでございますが、その過程でまさしく栗林委員のおっしゃるように、どこまでもなら実行可能かということを国税庁に入つてもらいまして、詳細の事務量も事務手続も御説明をいたしながら、与野党的の合意の基本的な考え方に対して、できるだけ早い時期に、できることならば一括して、という御趣旨を体しながら、しかし、国税庁のいまの体制で通常の業務を抱えながら、なおかつ、やれるという限界はここでございますと、また同時に、源泉徴収義務者にもかなりの部分を協力していただかなくてはならぬ、そのためには、やはりこれくらいのやり方でないと、源泉徴収義務者からの協力を求めるのもむずかしいうございましょうと、同時に、郵政省にも非常な追加事務量がござりますと、経費もこれくらいでございましよう、というようなことを詳細に申し上げる機会を数回にわたって持つことができました。で、私どもや国税庁からの意見を十分お聞き取りいたたきながら、大綱を御決定になつたといふことでござりますので、お決めいただいた大体大綱は決まって、いま法案は衆議院法制局の方で作成しておられます、なおその過程でも意見を申し上げる機会もあるようでございますし、御質問の御越旨は私どもとしても十分体しまして上りで、国税庁もこれまで本当に大変な仕事なんだとさいますが、何とか実行可能であるという案でひとつ成案を得ていただくようにお願いもいたしております次第でございます。

に伺います。こういう新しい種類の、しかも皆さんが口をそろえておっしゃる、これはとっても大変なんだという仕事に取り組む場合は、一般的の労使関係の常識としますと、事前協議をしながら問題点を煮詰めて、ということになると、思いますが、国税庁を含めて統轄されておいでの大臣として、こういう問題というのは事前協議という段階を踏みながらしていかないと、成果を期し得ないし、それは労使関係としても問題なんだという御認識についてはいかがでありますか。

○政府委員(山崎敬一郎君) 大臣の御答弁の前に、国税庁の当局者としてのお話を若干申し上げたいと思いますが、ただいまのお話しのように、今回の減税の問題は、事務量の面で相当な実は増加ということになることはこれは必ずでございまして、先ほど主税局長から御答弁ございましたように、いろいろ立案の過程でこちらの御意見も申し上げておるわけでございます。ただ現在、事務手続等の細目がまだ実はほとんど決まっておりません。したがいまして、どのような手続で、どのような形になるかといふ問題がまだ決まらない段階で実は組合といろいろな話をすると、ということは、ちょっと無理かろうと思ひますので、われわれといいたしましては、適当な時期に、事前協議という形が適當かどうかは別問題でございますが、組合と十分意思疎通あるいは意見の交換を行いまして、この法案の執行が円滑にいくようになりますふうなことを考えておるわけでございます。

○村田秀二君 私は、総理大臣に質問をいたしましたが、きわめて時間が短いわけであります。したがいまして、議論を尽くすことは不可能ではないかと、こう思いながらも、財政経済問題のボイントについていろいろと伺つてみたいと、こう思つております。

○栗林卓司君 大臣、基本的な考え方について。

○國務大臣(坊秀男君) 大変行き届いた御忠告をして承つておきます。

まず第一には、五十一年度予想いたしておまり

すところのGNP五・七%は、三月現在予想いたしまして、達成できるのかどうかという問題です。それから五十二年度六・七%見込んでおりますればれども、その可能性について、ひとつ伺つてみたい。

も、自民党が景気の混迷の中で、夏の臨時国会に向けて一兆円規模の補正予算を組む方針を固めた、こう報道されております。その内容、総裁として御承知かと私は思いますけれども、まあ公定歩合の引き下げ問題、三月中旬に〇・五%引き下げました。五月のロンドン会議を前にして、〇・五%程度引き下げる、そして七月、まあ参議院選挙終わってからと、こういう含みであろうかとも思いますけれども、一・五%引き下げですね、一・何%というんですか、そして公定歩合の大引き下げ、二%程度下げる、西独並みの三・五%に近づける必要がある、こういうような発表がなされておるようであります。そして同時に国債依存率三〇%などと言つておらないで、恐らくはそれを廃棄するということになりますから、国債を依存する一兆円補正予算と、こういう意味でありますと、こう思いますが、いまの總理の答弁によれば、その六・七%の実現について私は自信のほどがあるということに私は聞いたわけではありませんから、自民党のことも知つておると私は考えながら物を申すわけであります、それを新聞記事で私、拝見をしたわけであります。自民党的總裁でありますから、自民党のことも知つておると私は考えながら物を申すわけであります、いまの總理の答弁によれば、その六・七%の実現について私は自信のほどがあるということに私は聞いたわけではありませんが、そうすると、この自民党が考えている考え方というのは一体何であろうかと、こう実は思うわけありますが、知つておれば知つておる、そしてまたその知つておる現実についてどう判断されるか、お伺いをいたします。

○村田秀三君 全く総理と私も同じ見解を持つておりまして、前段ですね。どうも、まさにいま予算は参議院で審議中であります。衆議院の予算審議が終わりましたならば、もはやこれで事足れりとする風潮というものは政府部内になしとしないで。まあしかし、それはそれといたしまして、いま予算の審議中に、かかるものを出すということは、自民党なりに一つの経済の運営に危機感を持つておると見ざるを得ないわけでありまして、もしもそうであると見るならば、これは当然本予算編成の審議中にでも修正案なりを用意するとかということではない限り、まさに国会を侮べつするものであると、こう私は思います。したがつて、厳にそういうことのないようにひとつやっていただきたいと、こう思いますが、同時にまた、経済情勢の推移にもよりますが、というところが私は非常にこれはひつかかるわけであります。その問題について、時間がございませんから詰めた議論はできません。まさに茶の間で議論するような大ざっぱな議論になろうかと存じますけれども、とにかく不況克服、このためには与野党とも同一の目的を持つておると、こう思います。

したがつて、これまでの議論を、まあいろいろありましたようけれども、二つに分けてみるとならば、野党各党は、これは一兆円減税を主張した、政府は公共事業重点を志向した、この二つの違いというのを余りにも明らかであります。

そこで、私どもが主張いたしております減税と、いうのは、よしんば一兆円減税をいたしまして、これ全部使つたつていまの不況が回復するなどと甘い考えは持つておらないわけでありますね。その志向するところは、とにかく輸出の状況を見ま

しても、E.C.からは抵抗ある、アメリカからもすいぶんいやみなことを私は言われたと思います、この間カーター大統領から。というようなことを考え、そしてまた、まず工業製品であればいざ知らず、軽工業製品というのは、近隣諸国に対してパテントを持つて技術を育成して、いま逆流している現状にあるとすれば、輸出が将来伸びるなどとは考えられない。だとすれば、今日の生産施設、規模というものをやはり可能な限り回転をさせていくことには、これは国内の消費を高めねばならぬという理屈になろうと思うんです。公共投資の方とももちろんその一つでありますけれども。しかし、考えてみますと、国民の消費力が減退しているとこれを概略的に見ていいんじやないかと思うんですね。これは税金の方でも触れたいと思います、時間があれば。

国民の富の格差というものを調べてみました。四年前の資料でございますけれども、とにかくこれも大ざっぱな物の言い方でありますから、詳細な資料と受け取られることは危険かもしれませんけれども、六七年から七一年の五年間で最高所得者五人のものと、それから労働者所得平均、これが五百倍から二千五百倍になっているというんです。それから最高所得者五百人とこれを対比いたしますするというと、百九十九倍から三百八十七倍になっている。巷間のうわさでは、日本でいま有名な人々、個人の資産が三十兆などというようなことが言われておる。ところが逆に失業者は、潜在失業者を含めて四百万人に近いという資料も発表されておる。こういうような富の格差のある中で、消費を伸ばせなどといつても、減税を多少いたしましても伸びるはずがないんですよ。これが一つであります。

時間がないからまとめて申し上げますが、もう一つは、そういう意味で、つまりは低所得者層の所得を引き上げて、そして消費構造を変えてみると、いう施策がダイナミックに行われなければ、私は今日の不況の問題というのは解決しない、こういふことであります。

時間がございませんから、もう一つ続けて申し上げますが、私の私見であります。つまり、価値観の転換といいますか、総理は資源有限時代ということを好きな言葉であります。私もそう思いますが。とにかく、これまで戦後何年か、ない物を急いでつくらねばならぬということもあったあります。安からう悪からうという使い捨ての時代というものができてしまつた。極端な例を申し上げますならば、結婚してなんを買います。三万円ぐらいだといたしましようか。子供ができるだけ、夫婦げんかするころに、そのたんすの張り物がはがれてしまうという、そういうような状態。一生のうちに三回買いかえるとしますか。これはたしかだか、当時の価格関係もありましょうけれども、これは三倍。キリのたんすはどうですか。まあ安く見て三十万ですか。これは子供にも使われる。しかも加えて、最近デパートに行つてまいりまするというと、北欧の方から、まさに高価な、これほどしりとしたところのいわゆる家具類が輸入されて、それがぼんぼん売れている。こういうことを考えました場合に、資源有限の問題あるいは公害防止の問題、そういう意味から見まして、社会資本の投資もさることながら、個人の家庭資産に対する蓄積を大ならしめるような方向での施策というものが必要である、私はこう思ひます。

て、すべての下限所得層というものを賃金の面からも社会保障の面からも引き上げていって、そして消費構造を転換するという、その施策がこれまでダイナミックに行わなければならぬ、こう私は考えます。

もう一つの問題でありますけれども、不況はもう五年になります、はつきり言つて。私は、ある商工会議所の会頭から聞いたんでありますけれども、いまの政府はばかりだと、こう言つてます。不況だ不況だと言つて、そしてとにかく買い控えさせておる、ここが問題だと。いざとなれば、財政収支にも関係してまいりますけれども、インフレの問題もございましょう、とにかく頼れるものは政府じゃなくともう金きりない。だから食べるのも食べないで消費支出を抑制してそれを賃金に回している。失業者がふえているというにもかかわらず、預金量がふえているという私は話を聞いておるわけでありますけれども、厳密に言つてそれがどういう影響を及ぼしているか、それはわかりませんが、とにかくそういうことを考へておるならば、国民はむしろ萎縮しているという現状だろうと思うんです。したがつて、財政の面からいっても、経済政策の面からいっても、自閉症的な現象がいまの経済の状態ではないかと、こう思うわけです。だとすれば、この際、つまり政策の面でも、財政計画の面でも、国民が信頼できるようなそういう施策を断じて自信を持つて出して、そうして国民が本当に消費を拡大できるというような風潮をつくり上げなければ、今日のままでや構造不況と言われているその構造にもメスを入れなければ、私は解決する問題ではないと思ひます。

短い時間でございますから、要を得ませんけれども、これに対する総理の所信をひとつお述べいただきたいと思います。

○國務大臣(福田赳氏君) いま国民が希望しておられますのは、私は、景気がよくなるということ、これが一番ではないかと思うんです。暮らしのことを考えましても、やっぱり景気がよくならない

れば、おしなべて国民の暮らしの方もよくならない。さあそれじゃ景気をどうやってよくするんだということになると、金が、財政事情がゆつたりしておりますれば手は幾らでもある。村田さんのおっしゃるようなこと皆実行できるわけですからね。しかし限られておる、金は。そう限られた金を景気でこ入れに有効に使わなきゃならぬという立場に政府は置かれておるわけです。その有効に限られた金を使う。どういうふうに使うかというと、私はこれは社会投資だと。つまり、いまわが国におきましては生活環境の立ちおくれが非常に激しいわけであります。こういう際に公共投資を行う、そうしておくれた社会環境、そのおくれを取り戻しをする、これが景気対策といたしましてもまた一番効率的であると、こういうふうに言われておるわけですから、公共投資は私は一舉両得だと、こういうふうに思うんですよ。まあ金が他に余力ありますれば減税もしく、ことに低所得者の人なんか対象にしたそういう施策を進めたいとも思いまするけれども、國家財政はその三割を公債に依存をしておる、しかも、財政法が禁じておるところの特例公債まで四兆円を超える額を出さなきやならぬ、こういう状態です。この状態を続けていたら、これは日本社会は大変なことになりはしないかと、それを心配しておるわけです、私は。そういう心配をしておりますのですから、皆さんが一兆円一兆円と言われましたけれどもかたくなに抵抗姿勢をとってきたわけなんです。まあしかしあれはあれで、とにかくやつと合意ができるましたから、私はあの合意ができたという姿は高くこれを評価しております。しかしま財政のことにも考えながら、いかにして景気対策をとり、景気がよくなりりますれば、それは回り回つて消費がふえていくんですから、そういう姿で私は日本の経済を転換していきたいと、こういうふうに考えておるわけなんです。まあひとつ御理解のほどをお願い申し上げます。

べられたわけですが、私は、これを無責任な物の言い方をしてるようでござりますけれども、まさに総論的な物の言い方をしました、私のつたない判断ですね。しかし、やっぱりどうしてもいま春闇の時期だから言うわけじゃありませんけれども、いまの経済の運営なりといふものは、まさに悪循環を続けていくような政策がどちらでいるとは思つております。むしろ労働者の賃金をうんと引き上げて、そして住宅もつくれるようにもうよくな多角的な——だから私は、つまりは多角的にいろいろと進めるという前提に立つて、たとえば自民党的先ほどの発表の中にもありました住宅対策と、こういうことであります。あの住宅対策というのは恐らく公営住宅のことじやなかろうと思うんですね、とにかく入る人がいらないものだから一万戸建設を見合わせるなどというような現在の世の中でありますから。でありますから、あの住宅というのは個人の持ち家制度のことだろうと思うのですね。この持ち家制度、これは財形貯蓄いろいろありますけれどもこれはもうみんな不徹底であります。徹底してやって、そして持ち家制度もできる、それもしかも二十年で建てかえなどといふんじゃなくて、子供が住んでも孫が住んでもいいよないわゆる建築をする、いわゆる個人的にも資産蓄積可能な賃金水準なり、あるいは労働力の価値を評価するなりということ総合的にこれはやつていかなければなるまいという考え方をしておるわけです。

まあお答え、これ議論していると時間なくなりますから、そこで、いまの総理のお答えともこれは関連するわけであります、昨年出されました財政収支試算、これは若干手直しながら三月三日に再提示されておりますね、で、これの議論どこでもあるだろうと思うんです。去年の議論聞いておりまするというと、これは経済企画庁の五十年代前期の経済計画に基づく試算であるから責任がないんだと、こういうような、極端な物の言い方をすれば。しかしいま大臣は、先ほど渡辺委員の方の質問に対して、ではあるけれどもこれを目標に

して最大の努力をする、不可能ではあるけれども、これが実現可能な数字であって、よしんば十年でありますよと、これに合わせて政策がきちつき投資は、これは若干伸び率低まつたいたしましても、公共投資は、これは若干伸び率低まつたいたしましても、それよりもまして振りかえ支出は大幅にダウンしている。その他の支出といえばこれは文教も、農業政策も、すべての問題が包含されておると、こう思うんですけども、全部それが大幅にダウンしているわけですね。私がいま申し上げました総合的なその対策の中の重要な部分というのだが、抜けているというふうにこれは理解するばかりでない。これじゃいまのやつぱり景気なんということは、私は本当に回復するなんということにはならないと思うんですよ。

このついでですから申し上げますけれども、とにかく四十年の不況時に財特法が出されました際に――昨年の十月財特法の審議に当たりまして大臣福田さんは、木村さん、七年もたてば財政規模はこれ倍にもなりますし、二千五百九十億程度の金は、これは心配することありませんよといふ答弁しているんですよ、これ現実の問題として。国債いま三十一兆円になつていて、特例公債だけでも五十五年度にこれは持たないようになります。そうして十年たつたらこの国債は全部返す。どうやつて返すんですか。大体、国民だれも信用しない、こんなを見たつて。そこで問題があると。そういうして十年たつたらこの国債は全部返す。なぬという、それは私どもも否定はしておらぬはこれまでもずいぶんとこの委員会でも議論されただ。要は、先ほど国民が政府のやつていることに信頼がないというのこそこのことを言うんですね。だから、たとえばこれ見るとたくさんの矛盾がありますよ。これは歳出関係を見ましても、公共投資は、これは若干伸び率低まつたいたしましても、それよりもまして振りかえ支出は大幅にダウンしている。その他の支出といえばこれは文教も、農業政策も、すべての問題が包含されておると、こう思うんですけども、全部それが大幅にダウンしているわけですね。私がいま申し上げました総合的なその対策の中の重要な部分といふのが、抜けているというふうにこれは理解するばかりでない。これじゃいまのやつぱり景気なんということは、私は本当に回復するなんということにはならないと思うんですよ。

てきたところですけれども、とにかく上げるがごとく上げざるがごとく何をやつていいかわからぬと、まさに無責任きわまる言い方をいたしておりました。そしていま坊田藏大臣は、国民の選択に任せせる、増税するか、あるいはどうするか選択に任せせる、国会で審議を願いますと、こう言つています。だとすれば、これはもう私どもの主張は、先ほど申し上げましたように、富の格差は拡大しているんだから、富裕税等も創設をしながら、ひとつ大きく取つて、そして底を上げなさいという主張をしてきていることは御存じのとおりであります。それをやりなさいと、同じ増税でもですね。そういうことを言つている。それは選択に任せると言いながら、やるのかやらないのかさっぱりわけのわからぬことを言つて、しかも五十三年度を見ますといふと、今までの慣例、慣行といいますか、これやはりつぱな学者がつくられたところの数理的な物の見方であります。それがも、税の弹性性が一・幾らですか、一・三のものが五十三年度になると一・八幾らになつておる。これは増税をするほかないということです。税金はどこから取るんだ。どこから取るということをはつきりさせながら、国会で審議を願うなんていのじやなくて、選挙向けのようなああいう手前宣伝をするのじやなくて、むしろいま財政を建てる直すためには、国民经济の生活を安定させるには、かくかくしかじかしなければならぬ。政府は責任持つてこれをやつしていくから、國民はどうするのですかひとつ御判断を願いたいといふぐらいに、参議院選挙の公約ぐらいに出す必要が私はむしろあるんじやないかと、こう思うんですね。これは実際に総理大臣、経済閣僚のナンバーワンとこれまでも自任し、私もそう思つてきたわけでありますから、実際にこの財政収支試算が、責任持つてこれが実現できるのかどうか、まずそれをひつお聞きいたします。

せん。一年たつたら交代であります。つじつま合
わせをやつて責任回避をしようとする、そういう
態度がありありと見るわけですよ、これは。そ
のことについてどう思いますか。時間がないから
私はこの点でやめますけれども。

○國務大臣(福田赳夫君) 財政試算は、これは五
十五年度に特例公債、これはぜひやめたい、こう
いう前提でつくったわけであります。そして本當
は五十五年度の財政の全貌を皆さんにごらんいた
だくということにすればよかつたんですが、もう
皆さんの方からそれじやそれに至る過程は一体ど
うだというお話をありましたんで、各年度入れて
ああいう形になつておるわけです。實際は五十五
年度を抜いてごらん願うと、こういう趣旨のもの
であります。

五十五年度の特例公債をなくするという問題、
これは私はもうぜひやりたい。これができない
と、これは日本の財政がどうも非常に苦しい立場
になる。その辺から日本の社会、こういうものに
相当大きな不安が出てくる、こういうような感じ
がしてならないんです。五十五年度をこうながめ
て見ますと、これはどうしても国民の負担、これ
が三%ぐらいふえる、負担率が。そういうことに
なるんです。さあその三%を、そのうち一%ぐら
いはこれは地方の負担になりますよう、二%ぐら
いは国の負担になるわけになりますが、いずれに
しても國民の租税負担率は三%上がらざるを得な
い。

その際に一体どういうふうに対処するか。私は
一方においては、行財政の改革とすることも考え
ておるんです。これはまあとにかく支出の方です
ね、これにもいろいろ工夫をしなけりやならぬ。
ただ、これは伸びるのを抑制するという力しか私
はないと思います。これを削減していくんだ
と、こういうようなわけには實際上いかぬだろう
と、こういうふうに思いますが、まあとにかくむ
だを節して、そして効率のいい金の使い方をす
る、財政支出面。それから財源面におきましても
いろいろ工夫をしなけりやならぬということであ

方の展望をこの秋ごろまでに出せるか出せないかというようなことを言っておりますが、いずれにいたしましたが、まあ自然増収だけではこれはござるの三%の租税負担率、これは埋まりません。やっぱりいまの税制の改正をやるとあるいは新税を起こすとか、そういうことをしなけりやなりませんが、まだ具体的にいかなる、既存の税制を修正するのか、あるいは新税を起こすのか、そこまで検討はいつておらないんです、これは。これから鏡意検討いたしましてそうして国民の理解と協力を求める、こういう段階に入らうと考えております。

○村田秀三君 その検討されるということですが、これは去年も同じような答弁の繰り返しでありました。だから、もう来年のことなんですね、はつきり言えば。来年のことをこれまで検討して、そしてまた次の予算を編成するときにおけるねと、その繰り返しじゃこれはどうしようもないと思うんですね。だから、一定のめどをつけながら、やはりもう四十年当時のようになんびり構えて七年たつたらこれもう二、三千億なんというのは目じやございませんというのとわけが違うんですから、そういう意味ではきちっとした姿勢を責任を持つて出すべきですよ、これは。そのためどいうものをやはりある程度明示をしていただきたい。少なくとも来年度また試算でござります、これは検討課題でござりますなどということは、私は今日の段階では許されないと、こう思うんです。とにかくこれ償還の見通しなんでいうのは正直に言つてないんでしょう。政府が責任を持つて支払う、これは去年あたりどなたかが言つております。政府が責任を持つて、その政府は一体だれでありますか。これは言つてみれば國民ですからね。そういうことを考えると、やはりこれは政府がやつぱりときにはどうをかぶつてもきちっとしたものを出して、そして國民の信を統一していくということにしなければ、財政の問題も經濟の問題も私は解決しないんじゃないか、そ

いう感じを持つておるわけでありますから、その辺のところについて決意を持つてやつてもらいたい、こう思います。

○国務大臣(福田赳夫君) あれは四十年の特例公債も、予定のとおり七年後には現金をもって完済をいたしておるわけであります。今度も特例公債を出しますけれども、十年後においてこれを完済する、こういう考え方のものとに償還財源、これをいろいろ工夫をいたしながら積み立てておる、こういう現況であります。

○委員長(安田隆明君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(安田隆明君) 速記を起こして。

○福間知之君

総理に伺いたいと思います。
帰國をされて一週間たちました。時差も大分解けて正常に戻られたと思うんですけれども、ちょうど本会議で質問に立つ機会があつて、私は総理の訪米を少し延期されはどうか、こういう趣旨で懇意をさせていたいたいんですが、まあ行かれただけでございます。何はともあれ国会からかけつけ帰つてこられたということで御苦労に存じます。

ところで、実は私、訪米されてカーター大統領との日米首脳会談の中で重要な問題が幾つかあつたと思いますが、きょうは例のわが国からのカラーテレビの輸出問題につきまして、大統領から会談の中で、言うならば友好と連帯というんですか、フレンドシップとソリダリティという精神に立つて、日本側の自主的な立場での数量規制で協力ををしてほしいというような要請があつたということよりも、大統領は、日米の友好というふうに承知をするんですが、というのも I.T.C. 請があつたと聞くんですが、だとしまして、総理は、感触として、大統領はどういう程度の規制を期待しているのか。

二つ目は、じゃそのために日本から代表団でも

早急に派遣して折衝を始める、こういうお考えを持つておるのか。

それならもう一つは、いずれにしろテレビの問題のみならず、鉄鋼あるいは自動車、ヨーロッパとの関係ではまた造船等も含めまして貿易問題といふものの摩擦がかなり厳しい環境になつてきている。

〔委員長退席、理事戸塚進也君着席〕

しかしながら国はどうしても一定水準貿易に頼らざるを得ないわけでござりますので、国際関係としてその摩擦を起さぬよう国内的な一つのコンセンサス、あるいは具体的業界にとってはそれが努力、こういうものが必要だと思うんです。

いわゆる秩序のある輸出というのに徹して友好を損なわないようにしていかなければならぬ、これがわが国のためにもやはり必要であると思いますが、特にテレビ問題につきまして会談を通じた御感觸と、今後の一つの所見をお伺いしたいのが一つです。まず、それをお伺いしたい。

○国務大臣(福田赳夫君)

日米会談におきましては昨年総体としてアメリカの大変な赤字であったということ、そ

の問題はそれなり一言ありましたが、特にその際カラーテレビの問題を指摘せざるを得ませんと、こういうカーター大統領の話し方であつたわけです。それに對しまして私は、貿易問題は全体

の問題非常に大事な問題と思いましたので、向こうからは異論はなかつたんですが、一言だけ、ただいま申し上げたような話だったんですけど、

〔理事戸塚進也君退席、委員長着席〕

私の方から、まあ確かに去年は日米はわが方の大きな黒字バランスであった、しかしこれは非常に異常な事態なんだと、アメリカでカラーテレビのストックが非常に不足してきた、そこへ世界的に景気がよくなつて、特にアメリカの景気はよろしいと、購買力はふえると、そこでカラーテレビの需要が多くなる、そこでわが日本の業界は輸出を大いに伸ばすと、こういうことになつた。そういう期待しているのか。

うな事情が大きく響いておるこれは非常に特殊なケースなんだ。

それともう一つは、まあそれはそれとして、貿易バランスは一年で見るべきものじゃないんです。これは、二年、三年、四年、五年というやや幅を持たした見方をすべきもので、二、三年前はアメリカの方が黒字であつたじゃありませんか、また、貿易バランスという問題は、貿易外収支ですね、この問題とまたあわせて考えなければなりません。わが日本は、貿易の方は黒になつたり赤になつたりしますが、もう貿易外バランスにおきましては二十億ドルを上回る赤字がずっと続いているんだと、それとあわせ考えてもらいたいんですよという話をしたら、その問題はもうそれつきりなんです。

それから、御指摘のテレビの問題、これはそういう特殊な事情で非常に対米輸出がふえまして、そして私はこの事態を実は心配して業界に対しても警告をし、秩序ある輸出ということにしてもらいたいと、こういうことでいま業界の姿勢を正しつつある。まあ、二百七十万台去年カラーテレビがアメリカへ出たわけですが、そんなことはもうことではありませんと、そういう話をしたところ大統領は、まあこの問題は私ははいづれ決断をしなかつたと、こういうカーター大統領の話し方であつたわけです。それに對しまして私は、貿易問題は全体の問題非常に大事な問題と思いましたので、向こうからは異論はなかつたんですが、一言だけ、たゞ申上げたような話だったんですけど、

もう一つは、例の、もうこの七月に迫りました使用済み核燃料の再処理設備の稼働が少し危ぶまれるというふうな感じがするんすけれども、今後のアメリカとの折衝の展望等についてはいかがお考えですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 大統領は、核を地球上から廃絶したいと、こういう強い宗教的な希望を持っておるわけです。そして、さしあたり兵器化するおそれのあるプルトニウム、これを何とかして管理状態に置きたいと、こういう考え方を持つており、プルトニウムをつくるための使用済み燃料、この再処理ですね、この施設を全廃することにしたらどうかと、こういう考え方を持つておるんです。私にそういう話をし、日本もこれに協力してくれと、こういう話なんです。だから、私は、核が兵器化されるというようなこと、これはもうわが日本が一番敏感なんだと、わが日本くらい堂々とこの問題を主張でくる国はないでしょうと、ですから、わが日本がプルトニウムをつくっていると、それがわが日本において兵器化されると、それがわが日本が一番敏感なんだと、わが日本くらい堂々とこの問題を主張でくる国はないでしょうと、ですから、わが日本がプルトニウムをつくっているなんというそんな心配はなさらぬでよろしいが、しかしわが日本はエネルギーのほとんど大半を外国からの石油に依存しておる、やがて石油はだんだんと寿命がなくなつてくる、しかし、二十一世紀ごろになれば何か新しい有力なエネルギーが、しかもわが日本はエネルギーのほとんど大半を外國からの石油に依存しておる、やがて石油はだんだんと寿命がなくなつてくる、しかし、二十一世紀ごろになれば何か新しい有力なエネルギーが開発されるかもしませんけれども、どうも世紀末にある期間谷間が出てくるんじやないか、私は全体の感触、これは大統領との会話ばかりじやありません。その他ともいろいろ接觸しておりますけれども、この問題は余りぎしづした形にはならぬと思います。双方が満足し得るという形で妥結をされるという強い見通しを持つて帰つた次第でございます。

○福間知之君 時間的にこれ以上この問題触れることがあります、いざれにしても、国内でも対策は迫られているし、総理としての適切な指導

処理はこれはやめますと。それじゃイギリスは、ドイツは、フランスは一体どうするのかと、それにもその廢止を呼びかけますと、こう言うのでも出た問題でありますけれども、そしてわが国としては大変大事な問題でありますけれども、なんですよ、そうしたら、これも話しかけをしますと、こう言うんですよ。これは日米間で話題には出た問題でありますけれども、そしてわが国は日米間だけではこれは決着できないんです。これはまあプルトニウム、つまり使用済み核燃料の再処理施設を持ち、または持たんとし、また持ち得るであろう国々全部が合意しないとの問題は解決しないと、私はそういうふうに思います。まあそれはそうであります、日米間で特に代表を決めてまして会談をさせるようにならしておられますけれども、この会談、これは相当時間がかかるんじゃないか、そんなような感じがいたしておりますわけでございます。私は、世界じゅうがとにかく核、プルトニウムに関する施設はやめましょうと言ふなら、これはわが国だけが独自の道を行くといふわけにはいかぬと思いますよ。思いますけれども、わが国が不当な差別の立場に立つといふことは絶対にしてはならぬ。その姿勢を堅持してまいりたいと、かように考えております。

○矢追秀彦君 時間が余りありませんので簡単にお答えをいただきたいと思います。

初めに、まあ總理は前々から全治三年論を言っておられました。これも再々予算委員会等で議論が出ましたが、これは物価の安定だけを指されたのですか。それとも、四十九年度、五十年度、五十一年度の財政運営の基調、まあ予算の説明書に比べれば五十年度に一けたになりましたけれども、五十一年度の物価上昇は政府の見通しを完全に突破するわけです。したがつて、物価の安定の総仕上げもこれはできなかつた、こういうことに

なるわけです。そうすると、そのほかの、物価だけではなくて、雇用不安あるいは景気の失速、企業倒産、家計の赤字、財政の赤字、こういった問題も含めて私は全治三年と言われたんだと思うんですけれど、それが実際はできなかつたと、こう判断をしたいし、その点は総理はどう認識をされておるか、また、副総理、経企庁長官も経験されておりますので、その場合の責任はどうなるのか。その点いかがですか。

らもいろいろ物を言い出してくるというような状態になつて、私は、全治三カ年と言つたが、大体そのような経過になつておるんだと、こういうふうに見ておるわけであります。これからいろいろまだ問題があります。ありますけれども、大方ある石油ショックの大きな問題は吸収された、ただ財政にしわ寄せがかなりいつているという面だけが非常に困難な問題であると、こういうふうに考えております。

は二つあると思います。一つは、わが国の国際收支支、これが非常によろしい、それからもう一つは、日本経済全体としてながめたとき、矢追さんからはいろいろいま御批判がありましたが、それとも、世界の中ではわが国はいい方であるこういうわれが国の経済、それを動かしておるとここの円、これに対する信頼感、これが高まつておる、こういうふうに見ておるわけであります。

それから第二に、この円高に対してもう一つ

卷之三

○國務大臣(福田赳氏君) あの石油ショック、あれが起きたとき、私はこれはもう尋常な状態じやない。普通の景気循環でありますれば、不況が半年か一年、長くて一年半ぐらいです。しかし私は、今度はこれは異常だと、つまり資源が枯渇する、エネルギー有限の時代になつてくる。そういう過程の大きな転換期であるといふ認識で、これは普通の景気循環のように短いわけにはいかぬ、三年だと、こう言つたのです。経済の脈であり、あるいは呼吸である、そういう性格のものは何であるかと言えば、一つは成長です、一つは物価です、それから国際収支。

その三つについて言いますと、五十一年が三年目に該当するのですが、五・六、七が成長を実現する、こういうことなんです。日本の成長、先進諸国の中で一番高い成長ですよ。それから物価は

○矢追秀彦君　いまの総理のお話だと、全治三年は大体できたと、こういうふうになりますね。現実は、それじゃ國民は私は納得しないと想うんです。それは、狂乱物価のときはあれは異常状態ですから、三年かけて全治するという、しかし依然として失業は百万人いるわけですし、景気は回復していないし、私は大阪ですけれども、大阪なんかは特に不況がとともに波をかぶつているわけですから、ちょっといまの見方は余りにも数字だけが甘いのではないですか。いかがですか。

○国務大臣(福田赳天君)　大局的に見て、私は本当に石油ショックからの脱出はできた、こういうふうに見ておるんです。いま世界じゅうどこを見ても、それはもう、ほとんどの国がまだまだ石油ショックのあの打撃から抜け切れない。わずかに抜け切れたと言える国は日本とアメリカと西ドイツ

うな態度で臨むかとということでおざりますが、これは放任しようと思うんです。つまり、円は、わざといま申し上げましたように、国際收支、またわざとが国経済全体に対する信用、そういうことで動かしてくるのでありますし、いま活動為替制度体制で世界的にとられておるそういう中ににおいて、わざと国の円はこれを放任する、ただ円が強いからひょいと円をうんと買ってやれなんというような投機が起こる、あるいは、円が弱くなりそうだからtronを買う、そういう投機現象が起つたときには多少介入する必要があると思うんですが、異常なふういうような事態がない限りにおきましては放任をする。そして私の気持ちとしては、円の価値をさういうものが安くなるよりは高くなる方がいいんだというふうな感じを持っております。

○矢追秀彦君 まだいろいろ議論したいんで

す ん値段を多めかとかかいねた

どうかというと、先進諸国の中で中位です。残念ながら五十一年度の三月時点における一年間の上昇率は、これは八・九%ぐらいになりそうで、八・二%という想定をしておったんですが、そうなりそうです。ただ、これは、異常寒波だと、そういう異常気象の影響が非常に多いんでありますて、いわゆる生鮮食料品を除きますと八・四%ぐらいな上昇率になる。まあまあ見通しとそろは違わない状態で、基調として私は物価は落ちつきつたある、こういうふうに考えております。

ツであります。そういう状態、それは、なんですかね、まだ完全健康体でもう運動も何もできるといふような状態ではない、こういうふうに思いますが、退院というような状態にはなつておる、こういうふうな診断をいたしております。

○矢追秀彦君 全治という言葉は、じやちょっと当てはまらないと、こう判断してよろしいであります。それを答弁願います。

それから、もう時間ですから終わりますけれども、次の問題は、最近の円高基調、これは総理は

が、最後にもう一つ、変動相場制というのは今とも繪理としてはいまのままでいいといふ判断ですか。ある一定の時期というか、もちろんこれ相手のあることですけれども、やはり変動相場でない方向等はお考えにならぬか。

○國務大臣(福田赳氏君) 本当は固定為替制がいいと思うんです。ところが、固定為替制は国が共通してとらなければまた意味をなさぬわでございます。わが日本だけが、固定為替制とうわけにはいかない。いま世界の状況を見ま

国際収支につきましては、あの石油ショックの翌年のごときは百三十億ドルの赤字を出した。なんだんだんだんと改善されまして、五十一年度は黒字を出す、こういうふうなことになり、世界か

○國務大臣(福田赳氏君) 最近の円高現象の原因は、どう見ておられるか、どこに原因があるのか。これに対して今後何らかの対策はどうられるのか。これが今後どう影響していくと見ておられるのか。

と、先ほど申し上げましたように、お嘗に経験した
混乱期であります。安定しかつておるという
が数えるくらいしかない、こういうような状態
そういう中で固定制を採用するということにな

ますと、その固定為替、固定された為替をしようか変えなきやならぬというような、煩わしいまた混乱を起こしやすい状態になりますので、世界経済が全体として安定するというまでは、むしろ変動為替制をとった方がいい、かように考えております。

○渡辺武君 総理、この間の日米首脳会談が終った後のアメリカでの記者会見で、いまの世界経済の状態を一九三〇年代初頭の状態になぞらえて、そうしてこの状態を開拓するためには日本、アメリカ、ヨーロッパ諸国など、いわゆる先進工業民主主義国という表現になつておりますが、これが共同して努力する必要があるという趣旨のことと言われたというふうに新聞などに書かれておるわけですね。確かに日本の国内経済も世界経済もいま深刻な危機状態にある、そう思います。これをどう打開しようとなさっているのか、その具体的な方策を伺いたいと思います。

○國務大臣(福田赳夫君) これはもう、世界経済を本当に私はどういうふうにこれから安定させていくかむずかしい時期だと、こういうふうに考えておるのです。世界政治の場面でも東西の対立がある、そこへもつていつ南北問題という非常にむずかしい問題が出てきておる、そこへ今度は石油産出国と石油消費国との問題といふものも絡まってきておる。それらが絡まり合いまして今日の世界の経済の混乱ということになつてきておる、そういう見方をしておる。これは非常に深刻です。

私がすこで指摘しましたのは、幾ら政治的に平和と言つて平和への努力をしても、またそれが成功しても、経済が混乱し続けますと、これが政治的混乱につながっていくということを言つたんです。その説明として、戦前を顧み、こういうことを言つたかったです。私は、力のある国々が協力しまして、その国々の経済の立て直しをすると。それから同時に、並行して南北問題、これを処理しなけりやならぬ。それから同時に、これから非常に世界を揺るぎやうなことになるであろう資源エネルギー問題、これに対する構え

を当然していかなければならぬ、そんなようなふうには思いますが、いまほど私は世界諸国が協力をし合わなければならぬという時期はない、非常に事態がむずかしい、こういうふうな考え方を持つております。

○渡辺武君 問題の所在はおっしゃつたことでわかりました。五月に先進国首脳会談も開かれるわけですね。日米会談も終わつた後でもあるし、どういう問題をどういう方向で解決しようとするのか、解決の方向ですね、これどうですか、五月の首脳会談で予想される問題は。

○國務大臣(福田赳夫君) これは恐らく経済会議になると思うんです。政治問題は討議されない。たとえば安全保障とか、そういう問題の討議はないと想いますが、第一は、ただいま申し上げましたように、力のある国がいかに協力し合いながら世界経済を立て直すための刺激的な役割を演ずるか、こういう話し合いがある、こう思います。

それからいま世界経済が非常に不振でありますので、これをほうつておきますと、これは保護貿易、つまり自国防衛政策、それをとる可能性といふものが出てくる危険性をはらんでおるわけになります。そこでそんなことがあつたら大変なことになります。そこでの問題をどういうふうに處理するか、そういう中で具体的な問題としては東京ラウンドをどういうふうにするのかというようなことが討議される。

○國務大臣(福田赳夫君) まあ経済成長の方は、資源エネルギー、これはだんだんだんだんと窮屈になつてきておる。そういう中で平和的にそれを処理する、対処する道は一体どういうことであるかというような問題。それから南北の問題ですね、これは当然議題とならなければならない。それからさつき福岡さんからお話をありました使用済み核燃料の再処理の問題、これがもし話がそれまでにつかないと、またその場で話が提起される、ということになると思いますが、どういう解決をすればわからぬ話で、それまで申し上げるわけにま

いりませんけれども、私は何としても自由貿易体制というものに検討を加えなくちゃならない、それから第二にそれに関連いたしまして景気、これはどうしても力を合わせて世界景気を浮揚させるということを考えなければならぬ、それから困窮しておる南の国々、これに対しても有効な協力の方策を打ち出さなきゃいかぬ、そんなようなことを考えております。

○渡辺武君 個々の貿易問題については、先ほども御質問ありましたが、カラーテレビの問題については政府間でいろいろ話し合うというようなことはなっていますが、それがども、何分にも、とにかく経済の実態からいってヨーロッパ諸国と日本との間の経済力、かなり違つてゐるわけですね。多少の景気刺激政策をやつても、とうてい日本が相手を満足させるだけの輸入を十分やるなんということはちよつと考えられない。特に、仮にそれが苦にしないという気持ちで貿易政策をやっていきたい、そういう考え方であります。

○渡辺武君 個々の貿易問題については、先ほども御質問ありましたが、カラーテレビの問題については政府間でいろいろ話し合うというようなことはなっていますが、それがども、何分にも、とにかく経済の実態からいってヨーロッパ諸国と日本との間の経済力、かなり違つてゐるわけですね。多少の景気刺激政策をやつても、とうてい日本が相手を満足させるだけの輸入を十分やるなんということはちよつと考えられない。特に、仮に

それとしても、日本の輸入の中で六割から七割は

石油でしよう。

○國務大臣(福田赳夫君) いや、そうでもない。

○渡辺武君 そうですか。いや、私の記憶だとそ

のぐらいだな。ですから、そう発達した資本主義

国に対して、日本が大きなマーケットになり得る

というようなことはちよつと考へられない。そ

で、先ほど御質問のあつた点でもあるんですが、

いま円がどんどん高くなつてゐる。さつき大臣の

答弁では、これなるべく介入しないようにしてい

るんだと、円高かえつて好ましいという趣旨のこ

とを言わされました。すでに二百七十円台になつ

てゐる円ですね。こういうふうに上がつてくると

いうのも、やはりこうした貿易政策の一環として

やられているんじゃないかというふうに思います

が、どうですか。

○國務大臣(福田赳夫君) それは全然ありません。もう介入しないんです。異常な場合があつた

ら多少の介入はしますけれども、いま、今日の時

点におきましては全然介入しないと、そういう態

度を堅持してまいりたいと思ひます。

○渡辺武君 今まで申し上げました通り、この経常収支達成する。それから経常収支ですね、この経常収

いまの総理大臣の御答弁も伺いましたして、私は結局、政府は、従来のような経済政策を持つてアメリカと会談をして、そして景気刺激という大きなお荷物をやっぱり背負わされてきたなという感じが非常に強いんですよ。なぜかと申しますと、とにかく今までの高度成長政策、これは総理大臣には総理大臣の意見もあるでしょうけれども、客観的に見ますと、やはり大企業が高度成長を遂げて、そうしてその高度成長の条件として、物価も高くなつたし、国民の暮らしも苦しいという状態は客観的に存在しているわけですね。食糧危機、エネルギー危機、これも高度成長の中であらわれてきているし、財政危機もまさにその産物です。そうして、そういう形で国内のマーケットが相対的に狭いために、いまステップフレーミング、不況下の物価高という深刻な状態になつて、これを打開するために大企業中心になつて猛烈な集中輸出をやつてている、こうしたことでしょう。そういう条件のもとでまた六・七%の、まあほかの国に比べれば高度成長ですよ、これは。高度成長をはふえて国際的な攻撃もあるいは緩和されるかもわからぬけれども、しかし、これ結局いままでと同じことの繰り返しになるんじゃないですか。一時は緩和しても、ほかの国との成長率の差が大きいわけですからね、やはり日本の輸出力というのは、それなりに強化され、そして国内の市場が総体的に狭いために、なお輸出の増強政策をとらざるを得ないという必然的な結果になつてくると思うのですね。私は、こういうやはり方といふうのは改める必要があると思う。私ども国際的な利益のために日本が活躍するということは必要だと思いますけれども、国際的な利益と国民的な利益を結合させることが必要だと考えておりま

す。もう時間がありませんから二、三点にまとめて伺いますが、特に物価の問題です。だから、この日本の高物価というのは、これはもう高度成長の産物であることは明らかです。先ほどおてんと

うさんの話が出ましたけれども、これはまあそのときどきの変動要因としては考えられるとしても、長期にわたって、日本がこうして発達した資本主義の中でも最高位に近いくらいの物価上昇を続けてきたんです。最近はイタリアやイギリスが石油ショック以来の経済混乱で若干は日本よりも物価の値上がりが激しいですけれども、しかし、この高度成長が、日本の高度成長政策の背後にあるということはこれは明らかだと思うのですね。そこで今度六・七%の成長、景気が回復すれば、これはもういまの大量の発行された公債が動いてきて、そうしてインフレになるという可能性は十分にあると見なきゃならんのですね。この物価の問題をどうなさるのか、これをまずひとつ伺いたい。

○國務大臣(福田赳夫君) 物価は、私は安定基調だと思うのですよ。いまわが国は狂乱物価を抑え

るために公共料金抑制政策をとった、それ続けているわけ、抑制を続けていくわけの予算、それを手直しをする、そういう時期だもんですから、数字とするとやや高目な数字が出来ますけれども、私は基調としてはかなり落ちつきつつあると、先ほど申し上げましたが、ことしの物価、これは気象的要因、こういうようなことで高い八・九%といふような年間上昇率になりますが、それだけにまたこれに比べる来年の展望というのは、これは私は数字としてはこれより低いものになつてくるであろう、こういうふうに思います。これだけの成長をして五・六%世界一の成長をしているわけです。そうして物価はその辺だというのですから、私は総合してみると、決して悪い状態ではないと思います。

○渡辺武君 最後にまとめて二、三點伺います

が、西ドイツがインフレ対策を重視して、国際會議でどういうような意見が出ようとも五%の成長に

するんだということを言つておられるという話を聞きました。私はやっぱりこういう態度が望ましい

んじやないかという感じがしますね。物価問題な

るほど、何ですね、石油パニックのときに比べれば若干は鎮静したかに見えるけれども、とにかく

ときどきの変動要因としては考えられるとしても、長期にわたって、日本がこうして発達した資本主義の中でも最高位に近いくらいの物価上昇を続けてきたんです。最近はイタリアやイギリス

が石油ショック以来の経済混乱で若干は日本よりも物価の値上がりが激しいですけれども、しか

し、この高度成長が、日本の高度成長政策の背後にあるということはこれは明らかだと思うのですね。そこで今度六・七%の成長、景気が回復すれば、これはもういまの大量の発行された公債が動いてきて、そうしてインフレになるという可能性は十分にあると見なきゃならんのですね。この物価の問題をどうなさるのか、これをまずひとつ伺いたい。

○國務大臣(福田赳夫君) 物価は、私は安定基調だと思うのですよ。いまわが国は狂乱物価を抑え

るために公共料金抑制政策をとった、それ続けて

いるわけ、抑制を続けていくわけの予算、それを手直しをする、そういう時期だもんですから、數字とするとやや高目な数字が出来ますけれども、私は基調としてはかなり落ちつきつつあると、先ほど申し上げましたが、ことしの物価、これは気象的要因、こういうようなことで高い八・九%といふような年間上昇率になりますが、それだけにまたこれに比べる来年の展望というのは、これは私は数字としてはこれより低いものになつてくるであろう、こういうふうに思います。これだけの成長をして五・六%世界一の成長をしているわけです。そうして物価はその辺だというのですから、私は総合してみると、決して悪い状態ではないと思います。

○國務大臣(福田赳夫君) 物価につきましては、さきに申し上げたとおりで、私は基調としては非

常にいい方向に行つてゐると思うわけです。あれ

だけの成長をしながら物価はまあ八%台で動いています

いるというのは、私は悪くない状態だと思いま

す。しかも特殊な公共料金によるところがあるこ

とを考えますと、評価していただきたいと、かよ

うに考えます。

それから、ドイツのようなかたくなな態度をと

れ、こういうようなお話をですが……

○渡辺武君 かたくなとは言つていません。

○國務大臣(福田赳夫君) 私もなかなかたくな

なんですよ。

○國務大臣(福田赳夫君) 一兆円減税問題でも、

あんた方には必ずぶんそいうふうに言われたん

だろう、こういうふうに思います。これはまあ

とにかく、経済の運営、これは非常に大事な問題

ありますから、かたな時はかたくな態度をとらな

きやいけない。基本につきましては、非常にかた

い態度をとつてまいりたいと、かように考えま

す。

それからもう一点、農業の問題、中小企業の

問題ですね、ガットの東京ラウンドが開かれる、

この日米共同声明にも盛られております、日本が

主な提唱国だと、いま日本の大企業の輸出の見返

りに農産物を日本が買えという要求が非常に強く

なっていますね。自由主義の旗印で東京ラウンド

が開かれるわけですから、この農産物の自由化あ

るいは輸入がもつと進むというようなことになれば、日本農業に非常に大きな影響になると思う

ですね。

それからもう一つには中小企業、これもいま外

国からの競合品の輸入で非常に大きな打撃を受け

ている。アメリカがやつたように、緊急輸入制限

というような措置を日本でもたらなきゃならない

ですね。

それからもう一つには中小企業、これもいま外

国からの競合品の輸入で非常に大きな打撃を受け

ている。アメリカがやつたように、緊急輸入制限

のは、これは日本銀行の専管事項であるから、政
府としてなかなか云々はできないんだという立場
をおとりになつておきましたけれども、金利を下
げるということになりますと、預金金利と絡みな
がら実は郵便貯金の金利をどうするかということ
が大きな問題として立ちはだかつてくるわけであ
りまして、その意味では、この金利問題は確かに
日本銀行の問題ではありますけれども、片方
では事実上國營銀行である郵便貯金を抱えた行政
府がどう判断するかということが出てまいるわけ
ですから、その意味では私はお尋ねができるはず
だと思います。

そこで、いま金利を下げる必要性をどの程度お
考へになつてゐるのか、またそのタイミングをど
うはかつておいでになるのか、このお答えをいた
だきたいんですけれども、俗説として流れ
ているところによりますと、実は預金金利に手を
つける、郵便貯金金利に手をつけるというのはな
かなかの問題であるから、参議院選挙が終わつて
からやろうかという説もあるやつらまで流れ
ているわけありますけれども、ただ私は、ここ
で振り返つて思ひますことは、財政特例法につい
て賛成の人は多かるうとは思いませんけれども、
それが財政を支えていることは事実であります
て、昨年は九月の十日までがタイムリミットなん
だと再々政府がおつしやりながら、その案件を処
理する臨時国会召集は九月の十六日、よつてもつ
て十月の中、下旬にならないと成立がしなかつ
た。その財源に大穴があいたために、実は景気に
対して大きなマイナスの足かせになつたことは御
承知のとおりでありますと、実は経済上の問
題ではなくて、全部政治上の行きがかりが原因で
ある。もし金利を下げるということがいま必要だ
と御判断であるとすると、参議院選挙の前後にか
ら、十六日の暫定予算をつける始末に相なつた。

その理由は何かといいますと、実は経済上の問
題ではなくて、全部政治上の行きがかりが原因で
ある。もし金利を下げるということがいま必要だ
と御判断であるとすると、参議院選挙の前後にか
ら、いま栗林さん御指摘のような、まあ郵便貯
金を抱えた行政がどうするかといふことになります。
ですから、その意味では私はお尋ねができるはず
だと思います。

かわらず、そのことがどのような政治的な困難な
課題を引き起こすかということはおきながら、必
要なものは必要なものとして主張していかなきや
いかぬ、こういうことではなかろうかと思います
し、私個人の主張としますと、この際は金利を大
幅に下げていくことが、国内の景気対策としても
国際的な関係から考へても必要だと思いますの
で、金利を下げるという問題についてどうお考え
になつてゐるのか、またその場合に、いまの景気
の実態をながめながらタイミングをどうはかつて
いかれるのか、二点お尋ねしたいと思います。

○國務大臣(福田赳夫君) 金利問題は、これは私

も景気と関連も持たせながら非常に真剣に考へて
おるのです。ただ、このいまの不況は、昭和四十
年のあの不況あたりと違いまして、あの当時は
先々が非常に明るいんです。金利を下げて、そ
して設備投資を刺激するということにすれば、景
気はわっと上昇するということが先に見えたんで
す。今度は、いわゆる資源有限、エネルギー有限
ですから、そう高い成長は望めない。したがつ
て、金利を下げ、そして同時に量的な金融緩和を
するということをいたしましても、なかなかあの
当時のよう大きな影響はないと思います。しか
し、企業の収支ですね、これには私は大きく貢献
すると思うんです。したがつて、まあその限りに
おきまして経済界に活力を与えるということにな
つてくるだろうと、こういうふうに見ておるんで
すが、そういう見地から、まあ石油ショック以前
のよう大きな力はありますけれども、金利政
策には、そういう立場において関心を持つておる
うこうということではない。いまから問題提起を
しながら取り組んでいかないと、様子を見ながら
と言つても、見て気がついたつて身動きがとれな
いんじやないか、そういうものではないんでしょ
うか。

○栗林卓司君 一言だけ。

様子を見てとおっしゃいましたのでお尋ねしま
すけれども、二、三年前の経済白書だったと思いま
すが、「認知ラグ」という新しい言葉ができま
した。それは、経済の実態がこう変わっているん
だけれども、いろんなデータが上がつてくるのは
三月ぐらいおくれる、この認知のラグですね、そ
ういう字を當時白書は使っておりました。その認
知ラグというのが実は好、不況を非常に過度に振
幅を激しくさしたという反省点としてあげておつ
たわけですけれども。で、四月の十六日自然成立
という運びでありますけれども、それから五十二
年年度予算が動いてくる、そのまんま三ヶ月足して
まいりますと七月、八月、九月、そこで様子を見
てとなるのか、それはそれとして、いまの不況の
実態を真剣にながめながら機動的に取り組んでい
くという構えをお持ちになるのか——後者の場合
は、先ほどもお触れになりました郵便貯金金利と
いうのは、ぱつと気がついて、そこで機動的にど
ううこうといふことではない。いまから問題提起を
しながら取り組んでいかないと、様子を見ながら
と言つても、見て気がついたつて身動きがとれな
いんじやないか、そういうものではないんでしょ
うか。

○國務大臣(福田赳夫君) 円の——きょうはまあ
二百七十七円前後でいま動いておるわけでありま
すが、今日、この時点の円の実力はまあ二百七
七円五十銭と申し上げるほかない。これがどうな
るだろうということは、これは大変なことになる
んですから、平にひとつ御勘弁願いたい。

○野木陳平君 でも総理は、経済の神様だから

かで、私聞くところによると、二百五十円台を言
つているんですね。それが円の実力だと。この
ぐらいあつたっておかしくないというようなこと
思いますが……。ただし、アメリカの銀行筋なん
かね、それくらいのことは言つてもらえると思つた
のですが、まあいいでしよう。言うはずもないと
思いますが……。

○野木陳平君 でも総理は、経済の神様だから

かで、私聞くところによると、二百五十円台を言
つているんですね。それが円の実力だと。この
ぐらいあつたっておかしくないというようなこと
思いますが……。

これはもう輸出の業者なんか大変なことになりますと、
けですよ。その場合に放任しておく、介入しない

の実情に即応して、再検討すること。

一、寒冷地手当及び深夜労働に伴う割増賃金については、税の軽減について検討すること。

一、法人の受取配当益金不算入制度及び支払配当軽課制度等を含め、法人課税の基本的あり方について、今後さらに検討すること。

一、利子・配当課税については、その総合課税への移行を検討すること。

一、社会保険診療報酬課税の特例については、その合理化の早期実現を図ること。

一、交際費支出の社会に与える影響等に配意し、課税の強化措置につき、さらに検討すること。

一、社会福祉充実の見地から、年金に係わる課税の合理化を検討すること。

一、住宅取得控除については、住宅政策との関連において制度の合理化を検討すること。

一、除雪の費用が、家屋損壊を防止するための支出である場合、当該費用を雑損控除の適用対象とし、その適用に当つては、納税者に対して、越旨の徹底を図ることとともに、その指導に遺漏なきを期すること。

なお、雑損控除の適用除外限度額の引下げについては、実情に適合するよう、検討すること。

一、医療費控除については、実情に即し適切に配慮すること。

一、変動する納税環境の下において、複雑、困難かつ高度の専門的知識を要する職務に従事している国税職員について、職員構成の特殊性等従来の経緯及び今後の財政確保の緊急かつ重要性にかんがみ、今後ともその処遇の改善、定数の増加等に、一層配慮すること。

右決議する。

○委員長(安田隆明君) ただいま野々山君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(安田隆明君) 全会一致と認めます。よ

つて、野々山君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、坊大蔵大臣から発言を

求められておりますので、これを許します。坊大蔵大臣。

○國務大臣(坊秀男君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御越旨に沿って配慮いたしたいと存じます。

○委員長(安田隆明君) なお、ただいま可決されました二法案についての審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(安田隆明君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

本日はこれにて散会いたします。

午後七時十二分散会

三月三十日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は三月五日)

一、貴金属特別会計法を廃止する法律案